

令和4年度

市税のしおり

和泉市



道の駅いずみ山愛の里イメージパス

令和4年4月29日に道の駅いずみ山愛の里がリニューアルオープンしました。
(リニューアルポイント)

1. 地場産品販売所が新築され、和泉市特産品や農産物等の品揃えが充実されました。
2. 飲食スペースが拡大され、地元素材を活かしたレストランがオープンしました。
3. 子どもが楽しめる大型複合遊具を新設しました。
4. 全国初のロボット駅長が誕生しました。



ココロトリイズミ

古から人が生活を営み、自然、歴史、伝統を守り続けている和泉市。その中で生まれた美しく多彩な魅力や成長を続けている姿に、人がひきつけられ、心を奪われることを表現したキャッチコピーとして製作しました。

和泉の魅力が満載！
和泉シティプロモーションサイトにアクセス！
<https://izumipr.com>



目 次

市の財政のあらまし	2
市税収入の内訳	3
市税の種類	3
個人市民税	4
法人市民税	18
固定資産税・都市計画税	20
土地	21
家屋	23
償却資産	27
縦覧と審査申出	27
軽自動車税（種別割）	31
市たばこ税	35
市税の納付	36
市税の証明	39
和泉市税のホームページ	42

市の財政のあらまし

令和4年度の当初予算総額は、1,268億7,909万円です。うち一般会計が722億円、国民健康保険事業などの特別会計が406億7,306万円、水道事業などの企業会計が140億603万円となっています。

令和4年度当初予算の規模

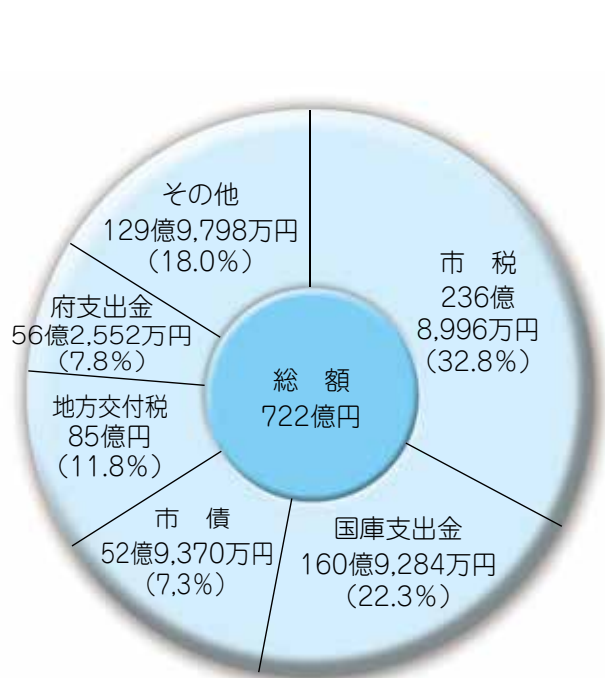
一般会計	722億円
特別会計	国民健康保険事業 203億2,048万円 公共用地先行取得事業 14億7,804万円 介護保険事業 161億 834万円 後期高齢者医療事業 27億6,620万円 計 406億7,306万円
企業会計	水道事業 46億5,992万円 公共下水道事業 67億6,893万円 公共浄化槽事業 5,220万円 病院事業 25億2,498万円 計 140億 603万円
合計	1,268億7,909万円

それでは、一般会計の内容をもう少し詳しく見ていきます。

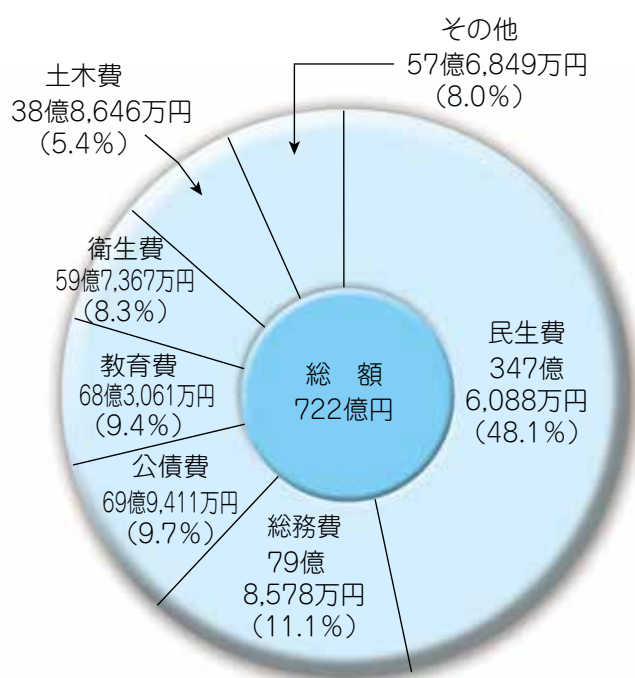
歳入では、市税収入が、236億8,996万円以最も主要なものです。

歳出では、民生費（347億6,088万円）、総務費（79億8,578万円）、公債費（69億9,411万円）という順に上位を占めます。

歳入の内訳

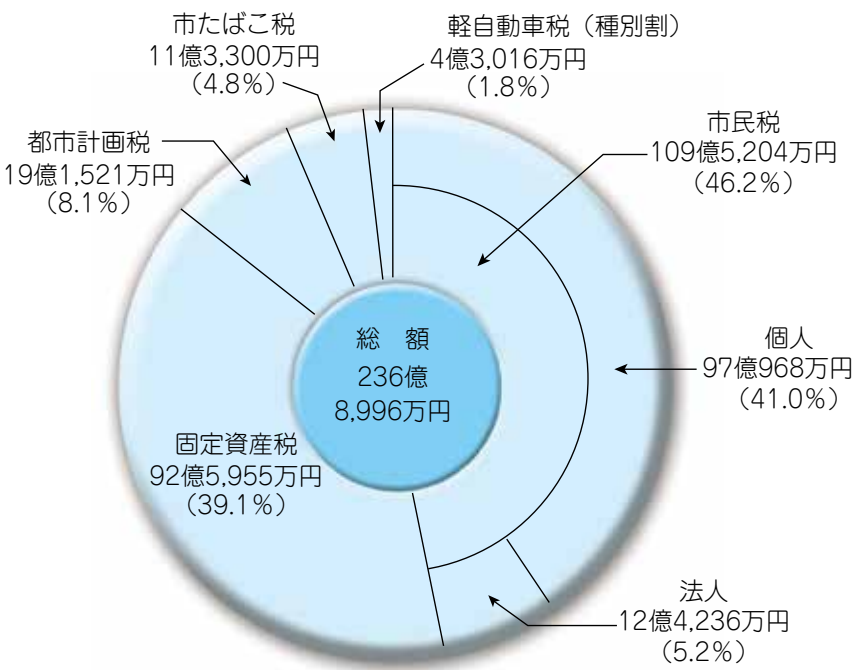


歳出の内訳



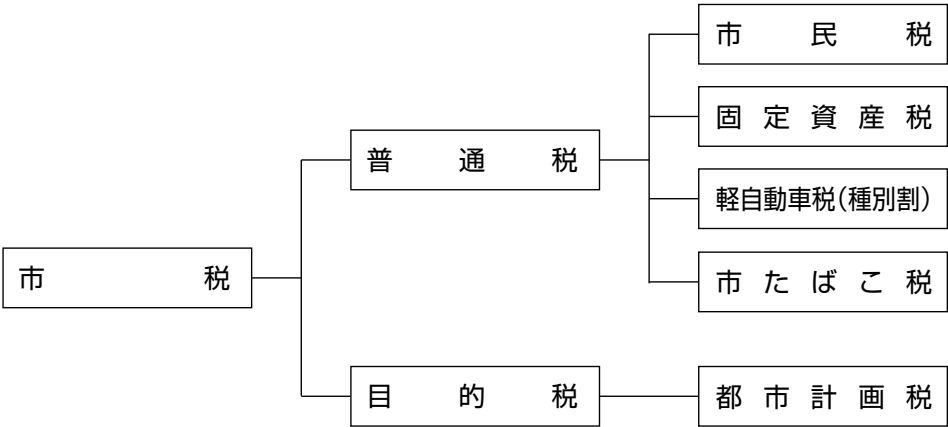
市税収入の内訳

令和4年度当初予算額における市税収入は236億8,996万円です。うち市民税が109億5,204万円、固定資産税が92億5,955万円となり、この両税を合計すると全体の約85%を占め、市税収入の中心となっています。



市税の種類

和泉市の市税には、次の5種類があります。



普通税は、納められた税金の使いみちが特定されず、どのような事業の費用にもあてることができる税金のことです。

目的税は、納められた税金の使いみちが特定されている税金で、都市計画税は都市計画事業等の費用にあてられます。

和泉市では、上記のような市に直接納付される税金のほかに、自動車重量税や地方道路税のように国税として収入する税金の一部が地方譲与税として、また、地方消費税や自動車税環境性能割などのように府税として大阪府が収入する税金の一部が交付金として、市に譲与・交付されています。

個人市民税

◆ 納税義務者

個人市民税は、1月1日（賦課期日）現在、市内に住所や事業所などがある人に課税されます。

納 税 義 務 者	納める税額	
	均 等 割	所 得 割
市 内 に 住 所 が あ る 人	○	○
市内に事務所、事業所または家屋敷をもつ人で市内に住所がない人	○	—

○印の税額を納めていただきます。

◆ 市民税が課税されない人

(1) 所得割・均等割ともに課税されない人 ※下記アからウのいずれかに該当

- ア 1月1日（賦課期日）現在、生活保護法により生活扶助を受けている人
- イ 1月1日（賦課期日）現在、障がい者、未成年者、寡婦またはひとり親で、前年中の合計所得金額が135万円以下（給与の収入金額では2,043,999円以下）の人
- ウ 前年中の合計所得金額が、次の額または算式で求めた額以下の人
 - 扶養親族がいない人 45万円
 - 扶養親族がいる人 $35\text{万円} \times \text{家族数(本人+同一生計配偶者+扶養親族の数)} + 10\text{万円} + 21\text{万円}$

(2) 所得割のみが課税されない人 ※上記(1)に該当せず下記エ・オのいずれかに該当

- エ 扶養親族があり、前年中の総所得金額等の合計額が、次の算式で求めた額以下の人
 - $35\text{万円} \times \text{家族数(本人+同一生計配偶者+扶養親族の数)} + 10\text{万円} + 32\text{万円}$
- オ 所得控除の合計額が総所得金額の合計額より上回る人

◆ 申 告

前年中に所得のなかった人、所得税の確定申告をした人、または前年中の所得が給与所得だけで、勤務先から市役所へ給与支払報告書が提出されている人は、市・府民税の申告書を提出する必要はありません。

それ以外の人は、毎年3月15日までに申告書を提出していただくことになっています。

※なお、前年中に所得がなかった人は、市・府民税の申告の義務はありませんが、非課税通知書、非課税証明書（所得証明書）等の発行や、国民健康保険・国民年金（免除）・児童手当・保育料・就園奨励費補助金・就学援助・公営住宅等の申請（算定）などで必要な場合があります。

◆ 納 税

ア 普通徴収……市役所から送付される納税通知書（納付書）により、6月、8月、10月、12月の年4回に分けて府民税とあわせて納めていただきます。

イ 特別徴収……給与特別徴収……給料支払者（会社など）をとおして、6月から翌年5月までの毎月の給与から差し引かれます。
 ……年金特別徴収……P12参照。

◆ 減 免

天災等、その他特別の事情により、税金の全額納付が著しく困難と認められるときは、市税条例の規定により、減免の適用を受けられる場合がありますので、納期限までに市民税担当までご相談ください。なお、納期限が過ぎた税額は、減免の対象となりませんのでご注意ください。

◆ 均 等 割

均等割は非課税となる人を除いて、市内のすべての納税義務者について、所得の多少にかかわらず、均等の額で課税されます。大阪府では、平成28年度から令和5年度まで、森林の有する公益的機能を維持増進するための環境の整備、森林の土石流・流木対策及び都市緑化を活用した猛暑対策にかかる施策に必要な財源（森林環境税）を確保するため、府民税均等割に300円が加算されます。

均 等 割 額	平成28年度から令和5年度まで
市 民 税	3,500円
府 民 税	1,800円
合 計	5,300円

森林環境税に関することは、府民お問い合わせセンター「ピピっとライン」（電話番号：06-6910-8001、平日午前9時から午後6時まで）へお問い合わせください。

◆ 所 得 割

所得割は所得に応じて課税されるもので、所得の多い人ほど多くの負担をすることになります。

(1) 所得割の計算方法

所得割の税額は次の計算式により算出されます。

$$\frac{\text{（前年中の所得金額－所得控除）}}{\text{課税総所得金額}} \times \text{税率} - \text{調整控除} - \text{税額控除} = \text{所得割額}$$

※市民税と府民税の税率を別々にかけて、市民税の所得割と府民税の所得割を算出します。くわしくは、P13・P14Q&A1～2を参照ください。

市・府民税（所得割）の税率

平成19年度から		
課税総所得金額	税 率	
	市民税	府民税
一律	6 %	4 %
	合わせて10%	

※平成25年度は減税により市民税所得割の税率は5.85%で課税

参考 所得税の税率

平成27年分から	
課税総所得金額	税 率
195万円以下	5%
330万円以下	10%
695万円以下	20%
900万円以下	23%
1,800万円以下	33%
4,000万円以下	40%
4,000万円超	45%

(2) 所得の種類と所得金額計算方法

所得の種類は10種類で、収入金額から必要経費を差し引くことで算出されます。

令和4年度の市・府民税は令和3年中（令和3年1月1日から令和3年12月31日まで）の所得を基に計算されます。

所得の種類		所得金額の計算方法
① 利子所得	預貯金、公社債などの利子の所得	収入金額（＝利子所得の金額）
② 配当所得	株式、出資の配当などの所得	収入金額－（株式などを取得するための借入金の利子）
③ 不動産所得	土地、建物などの貸付けによる所得	総収入金額－必要経費
④ 給与所得	給料、賃金、ボーナスなどの所得	収入金額－給与所得控除額
⑤ 総合譲渡所得（長期・短期）	資産を譲渡した場合の所得 （事業所得または雑所得に区分されるものを除く）	総収入金額－取得費－譲渡費用－特別控除額（最高50万円） （注1）（注2）
⑥ 事業所得	事業から生じる所得	総収入金額－必要経費
⑦ 山林所得	山林の立木などを譲渡した場合の所得	総収入金額－必要経費－特別控除額（最高50万円）
⑧ 退職所得	退職手当、一時恩給などの所得（注3）	$(収入金額 - 退職所得控除額) \times \frac{1}{2}$ （注4）
⑨ 一時所得	生命保険等の満期返戻金などの一時的な所得	総収入金額－収入を得るため支出した金額－特別控除額（最高50万円） （注2）
⑩ 雑所得	恩給、年金などのほか上記の所得に当てはまらない所得	（公的年金等の収入金額－公的年金等控除額）＋（公的年金等以外の総収入金額－必要経費）

（注1）土地・株式等の譲渡による譲渡所得については、分離課税（申告分離課税）とされています。

（注2）総所得金額の計算上、長期譲渡所得および一時所得については、その金額の2分の1が対象となります。

（注3）原則として、市・府民税が差し引かれて支払われます。

（注4）勤続年数が5年以下の役員等が受ける特定役員退職金については、収入金額－退職所得控除額
勤続年数が5年以下の法人役員等以外の退職金については、退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分について、2分の1課税を適用除外することとなります。

給与所得

給与所得においては、収入金額から必要経費にかわるものとして給与所得控除額を差し引いて計算します。
給与所得の金額は次の表で計算します。

給与等の収入金額	端数整理額	給与所得の金額
0円～550,999円		0円
551,000円～1,618,999円		収入金額－550,000円
1,619,000円～1,619,999円		1,069,000円
1,620,000円～1,621,999円		1,070,000円
1,622,000円～1,623,999円		1,072,000円
1,624,000円～1,627,999円		1,074,000円
1,628,000円～1,799,999円	収入金額÷4,000円＝A ただし、Aは小数点以下切り捨て	端数整理額×60%＋100,000円
1,800,000円～3,599,999円		端数整理額×70%－80,000円
3,600,000円～6,599,999円	4,000円×A＝端数整理額	端数整理額×80%－440,000円
6,600,000円～8,499,999円		収入金額×90%－1,100,000円
8,500,000円以上		収入金額－1,950,000円

〔所得金額調整控除〕

下記①、②に該当する人は、左の表で求めた所得金額から以下の所得金額調整控除を引きます。

- ① 給与等の収入金額が850万円を超えており、以下に該当する人
 (1) 本人が特別障害
 (2) 特別障害者の同一生計配偶者または扶養親族がいる
 (3) 23歳未満の扶養親族がいる

所得金額調整控除額＝（給与等の収入金額－850万円）×0.1
 （給与等の収入金額が1,000万円以上の場合、計算上使用される金額は1,000万円となります）

- ② 給与所得と年金所得の双方を有する人
 所得金額調整控除額＝給与所得（10万円超の場合は10万円）
 ＋ 公的年金等雑所得（10万円超の場合は10万円）－10万円

公的年金等の雑所得

公的年金等（厚生年金、国民年金、恩給など）による雑所得は収入金額から公的年金等控除額を差し引いて計算します。公的年金等による雑所得の金額は次の表で計算します。

年齢区分	公的年金等の収入金額 A	公的年金等の雑所得の金額		
		公的年金等の雑所得以外の所得にかかる合計所得金額		
		1,000万円以下の場合	1,000万円を超え 2,000万円以下の場合	2,000万円を超える場合
65歳未満 (S31.1.2) 以降	130万円以下	A－60万円	A－50万円	A－40万円
	130万円超 410万円以下	A×75%－27.5万円	A×75%－17.5万円	A×75%－7.5万円
	410万円超 770万円以下	A×85%－68.5万円	A×85%－58.5万円	A×85%－48.5万円
	770万円超 1,000万円以下	A×95%－145.5万円	A×95%－135.5万円	A×95%－125.5万円
	1,000万円超	A－195.5万円	A－185.5万円	A－175.5万円
65歳以上 (S31.1.1) 以前	330万円以下	A－110万円	A－100万円	A－90万円
	330万円超 410万円以下	A×75%－27.5万円	A×75%－17.5万円	A×75%－7.5万円
	410万円超 770万円以下	A×85%－68.5万円	A×85%－58.5万円	A×85%－48.5万円
	770万円超 1,000万円以下	A×95%－145.5万円	A×95%－135.5万円	A×95%－125.5万円
	1,000万円超	A－195.5万円	A－185.5万円	A－175.5万円

(3) 所得控除

所得控除とは、所得金額から一定の金額を控除することをいいます。これにより納税義務者の個人的な事情を考慮して、税負担能力に応じた課税をすることになります。

控除の種類	要件	控除額			
雑損控除	前年中に災害などにより生活に通常必要な資産に損害を受けた場合	損失の金額－保険金などで補填される金額＝④ (1)④の金額－(総所得金額等の合計額×10%) (2)④の金額のうち災害関連支出の金額－5万円 (1)と(2)のいずれが多い方の金額			
医療費控除	前年中に医療費を支払った場合	支払った金額－保険金などで補填される金額－(総所得金額等の合計額×5%または10万円のいずれか少ない方の金額)(限度額200万円)			
医療費控除の特例	健康診断・検診もしくは予防接種等を受けている個人のスイッチOTC医薬品購入費用	支払った金額－保険金などで補填される金額－12,000円(限度額88,000円)			
社会保険料控除	前年中に社会保険料(国民健康保険・国民年金・後期高齢者医療保険・介護保険等)を支払った場合	支払った金額 ※配偶者等が受け取る年金から引き落とされている社会保険料(介護保険料、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料)は、生計を一にしている場合でも控除の対象にはなりません。			
小規模企業共済等掛金控除	前年中に小規模企業共済制度等に基づく掛金を支払った場合	支払った金額			
生命保険料控除	新制度適用 【平成24年1月1日以降契約分】 新一般生命保険料、新個人年金保険料、介護医療保険料を支払った場合	12,000円以下	支払保険料の全額		
		12,001円～32,000円	支払保険料×1/2+6,000円		
		32,001円～56,000円	支払保険料×1/4+14,000円		
		56,001円以上	一律 28,000円		
	旧制度適用 【平成23年12月31日以前契約分】 旧一般生命保険料、旧個人年金保険料を支払った場合	15,000円以下	支払保険料の全額		
		15,001円～40,000円	支払保険料×1/2+7,500円		
		40,001円～70,000円	支払保険料×1/4+17,500円		
		70,001円以上	一律 35,000円		
(1)一般生命保険料、個人年金保険料、介護保険料のそれぞれにつき、新制度・旧制度の保険料ごとに上記表より計算 (2)旧保険料控除額(限度額 35,000円)と新保険料控除額(限度額 28,000円)を比較し、大きい方を適用 (3)(1)(2)で計算した一般生命保険料、個人年金保険分、介護医療保険分を合計の額(合計の控除限度額は 70,000円)					
地震保険料控除	(1)地震保険料を支払った場合	支払った保険料の1/2の金額(上限は25,000円)			
	(2)長期の損害保険料を支払った場合 保険期間が10年以上で満期返戻金があるもの (平成18年12月末までに契約したものに限り、平成24年12月末までに満期返戻金があるものに限ります。)	5,000円以下	支払保険料の全額		
		5,001円～15,000円	支払保険料×1/2+2,500円		
		15,001円以上	一律 10,000円		
(1)と(2)の両方がある場合		(1)(2)で計算した額を合計(限度額: 25,000円) ただし、一つの保険料契約で(1)(2)の保険料のいずれにも該当する場合は、いずれかの一つの契約のみに該当するものとして控除額を計算します。			
障害者控除	本人、同一生計配偶者または扶養親族が障がい者の場合	1人につき26万円(特別障害者は30万円、同居特別障害者の場合は53万円) ※扶養控除の適用がない16歳未満の扶養親族についても適用されます。			
ひとり親控除	ひとり親	婚姻歴や性別にかかわらず、前年中の総所得金額等が48万円以下の生計を一とする子を扶養している事実上婚姻関係と同様であると認められる者がいないひとり親で、自身の前年中の合計所得金額が500万円以下の場合 30万円			
寡婦控除 ※1	寡婦	夫と死別した後再婚していない人や夫が生死不明の人又は配偶者と離別し子以外の扶養親族を有している人で、前年中の合計所得金額が500万円以下の場合 26万円			
勤労学生控除	前年中の合計所得金額が75万円以下で勤労によらない所得金額が10万円以下の勤労学生 26万円				
配偶者控除 ※2	本人の前年中の合計所得金額が1,000万円以下であり、生計を一にする配偶者の前年中の合計所得金額が48万円以下の人				
	配偶者の合計所得金額 ()内は給与のみの場合の収入金額		納税者自身の合計所得金額		
			900万円以下 (1,095万円以下)	～950万円以下 (～1,145万円以下)	～1,000万円以下 (～1,195万円以下)
	48万円(1,030,000円)以下	配偶者が70歳未満	33万円	22万円	11万円
	配偶者が70歳以上	38万円	26万円	13万円	

※1 扶養親族には、16歳未満の扶養親族を含みます。

控 除 の 種 類	要 件	控 除 額				
扶 養 控 除 ※ 2	扶養親族の前年中の合計所得金額が48万円以下の人					
	扶養親族が					
	(1) 一般扶養親族(16歳未満の扶養親族を除く)の場合				33万円	
	(2) 70歳以上の場合(老人扶養控除)				38万円	
	(3) 19歳以上23歳未満の場合(特定扶養控除)				45万円	
	(4) 70歳以上の人で、同居の父母等の場合(同居老親等扶養控除)				45万円	
配 偶 者 特 別 控 除	本人の前年中の合計所得金額が1,000万円以下であり、生計を一にする配偶者の前年中の合計所得金額が48万円超133万円以下の場合					
	配偶者の合計所得金額 () 内は給与のみの場合の収入金額		納税者自身の合計所得金額			
			900万円以下 (1,095万円以下)	～950万円以下 (～1,145万円以下)	～1,000万円以下 (～1,195万円以下)	1,000万円超 (1,195万円超)
	48万円(1,030,000円)超～100万円(1,550,000円)以下		33万円	22万円	11万円	0円
	～105万円(1,600,000円) //		31万円	21万円	11万円	
	～110万円(1,667,999円) //		26万円	18万円	9万円	
	～115万円(1,751,999円) //		21万円	14万円	7万円	
	～120万円(1,831,999円) //		16万円	11万円	6万円	
	～125万円(1,903,999円) //		11万円	8万円	4万円	
	～130万円(1,971,999円) //		6万円	4万円	2万円	
	～133万円(2,015,999円) //		3万円	2万円	1万円	
133万円(2,015,999円) 超		0円	0円	0円		
基 礎 控 除	合計所得金額		基礎控除額			
	2,400万円以下		43万円			
	2,400万円超 2,450万円以下		29万円			
	2,450万円超 2,500万円以下		15万円			
	2,500万円超		適用なし			

※2 所得控除額の年齢要件については、令和3年12月31日現在によります。

(4) 税額控除

税額控除とは、市・府民税の所得割額から一定の金額を控除することをいいます。これにより納税義務者の個人的な事情を考慮して、税負担能力に応じた課税をすることになります。

控 除 の 種 類		控 除 額							
① 調 整 控 除 (人的控除差額の調整)		所得税と市・府民税の人的控除に差があるため税源移譲による負担増を調整するため、市・府民税所得割額から次の額が減額されます。							
		● 市・府民税の課税総所得金額が200万円以下の人 (ア) か (イ) のいずれか少ない額の5% (ア) …人的控除の差の合計額 (イ) …市・府民税の課税総所得金額							
		● 市・府民税の課税総所得金額が200万円超の人 {人的控除の差の合計額－(市・府民税の課税総所得金額－200万円)}の5% ただし、この額が2,500円未満の場合は、2,500円となります。							
		※人的控除の差の合計額とは5万円(基礎控除：所得税48万円－市・府民税43万円＝5万円)に、次の表の控除の種類に対応する控除差額を合計した金額です。							
		控 除 の 種 類		控 除 の 種 類	納税義務者の合計所得金額	控 除 差 額			
		扶 養 控 除	一 般	5万円	配 偶 者 控 除 (老人控除対象配偶者)	900万円以下	5万円(10万円)		
			特 定	18万円		900万円超950万円以下	4万円(6万円)		
			老 人	10万円		950万円超1,000万円以下	2万円(3万円)		
			同居老親	13万円					
		勤 労 学 生 控 除		1万円		控 除 の 種 類	納税義務者の合計所得金額	配偶者の合計所得金額	
障 害 者 控 除	普 通	1万円	48万円超 50万円以上						
	特 別	10万円	50万円未満 55万円未満						
同 居 特 別 障 害 者 加 算		12万円		配 偶 者 特 別 控 除	900万円以下				5万円 3万円
ひ と り 親 控 除		5万円			900万円超950万円以下				4万円 2万円
寡 婦 控 除		1万円			950万円超1,000万円以下	2万円 1万円			
② 配 当 控 除		上場株式等（大口株主等を除く）の配当所得がある場合は、次の配当控除額が控除されます。							
		区 分		市民税 控除率	府民税 控除率	所得税 控除率			
		配当控除	課税総所得金額の1,000万円以下に含まれる配当所得		1.6%	1.2%	10%		
課税総所得金額の1,000万円を超える部分に含まれる配当所得			0.8%	0.6%	5%				
		※配当の種類により控除対象にならなかったり、控除率が異なりますのでご注意ください。							

控 除 の 種 類	控 除 額
③ 住宅借入金等特別税額控除 (住宅ローン控除)	給与支払報告書（勤務先で年末調整されたもの）や所得税の確定申告の内容から算出し適用します。 ア 対象となる人 市民税・府民税の住宅ローン控除が適用されるのは、平成21年以降に入居した人のうち、所得税で住宅ローン控除の適用を受けていて、かつ、所得税において住宅ローン控除可能額が控除しきれなかった人。 イ 控除額 次のA、Bのうちいずれか少ない額を市民税・府民税所得割額から控除します。 A 【所得税における住宅ローン控除可能額】－【住宅ローン控除適用前の所得税額】 B 所得税の課税総所得金額等の額の5%（97,500円が上限）ただし、平成26年4月から令和4年12月までに入居された方のうち消費税率8%または10%にて住宅を購入された方は、所得税の課税総所得金額等の額の7%（136,500円が上限） ウ 特例措置 令和元年10月1日から令和4年12月31日までに入居した消費税率10%が適用される住宅取得等について、控除年数が13年間へ延長され、11年目以降の3年間、住宅ローン控除可能額は建物取得対価の3分の2%または住宅借入金等の年末残高の1%のいずれか少ない額が適用となります。
④ 寄附金税額控除	個人が地方公共団体または条例等で定める特定公益増進法人や認定NPO法人等に対し、年間で2千円を超える寄附をされた場合、（1）基本控除、又は（2）基本控除＋特例控除の合計が市・府民税（所得割）から控除されます。 （1）基本控除のみ 対 象：・日本赤十字社大阪府支部又は大阪府共同募金会に対する寄附金で、総務大臣の承認を得たもの ・住民の福祉の増進に寄与する寄附金として和泉市または大阪府の条例で定めるもの（市での指定がなく、府での指定がある団体への寄附金等については府民税所得割のみから控除されます） 計算方法：（寄附金－2千円）×10% （2）基本控除＋特例控除（ふるさと納税） 対 象：・全国の都道府県、市町村、特別区に対する寄附金 計算方法：（寄附金－2千円）×{90%－（所得税の限界税率）×1.021} *特例控除の額については、市・府民税（所得割）の2割が上限です。 *所得税の限界税率とは、納税者に適用される所得税の最高税率（P5）のことです。 *寄附金控除対象限度額は、総所得金額等の合計額の30%です。
⑤ 外国税額控除	所得税において外国税額控除が行われた場合に、所得税で控除しきれないときは、まず、府民税の所得割額から一定の金額を限度として控除し、さらに控除しきれない額があるときは、次に市民税の所得割額から一定の金額を限度として控除します。控除額は次のとおりです。 （1）所得税 $\text{その年の所得税額} \times \frac{\text{その年分の国外所得総額}}{\text{その年の所得総額（国外所得を含む）}} = \text{所得税の控除限度額（A）}$ （2）府民税 $(A) \times 12\% = \text{府民税の控除限度額}$ （3）市民税 $(A) \times 18\% = \text{市民税の控除限度額}$
⑥ 配当割額控除	上場株式等、公募証券投資信託、特定投資法人の投資口の配当等に対する地方税について、配当等の支払者が支払の際に5%の税率で都道府県に納入している場合、申告した時は次のように配当割額控除を行います。 配当割額＝特定配当等に関する所得の金額×5% 市民税配当割額控除額 配当割額×3% 府民税配当割額控除額 配当割額×3% 市民税・府民税所得割より引ききれない額は充当または還付額として取扱う。
⑦ 株式等譲渡所得割額控除	源泉徴収を選択した特定口座で行った上場株式等の譲渡に対する地方税について、証券業者が譲渡対価の支払の都度、年初からの通算所得金額の増減額の5%の税率で都道府県に納入している場合、申告した時は次のように株式等譲渡所得割額控除を行います。 株式等譲渡所得割額＝特定株式等譲渡所得金額×5% 市民税株式等譲渡所得割額控除額 譲渡所得割額×3% 府民税株式等譲渡所得割額控除額 譲渡所得割額×3% 市民税・府民税所得割より引ききれない額は充当または還付額として取扱う。

(5) 土地、建物等の譲渡所得に対する特例

土地、建物等の資産を譲渡した場合は、他の所得と分離して、長期譲渡所得と短期譲渡所得の区分に応じ、それぞれ以下に掲げる計算方法によって税額の計算を行います。

- (注1)「土地、建物等」…土地、土地の上に存する権利。建物、建物附属設備、構築物。
(注2) 所得は原則合算し、課税する「総合課税」ですが、土地、建物等の譲渡所得等については、他の所得と分離して課税します。これを「分離課税」といいます。

● 長期と短期の区分

所有期間	区 分	
譲渡した年の1月1日 において所有期間が	5年を超えて所有していた場合	→ 長期譲渡所得
	5年以下で所有していた場合	→ 短期譲渡所得

● 譲渡所得に係る税額の計算方法

$$\text{譲渡所得金額} = \text{収入金額} - \text{資産の取得費} - \text{譲渡費用} - \text{特別控除額}$$

(注1) 取得費が不明である場合は、収入金額の5%相当額によります。

(注2) 他に所得がない場合や総所得金額等から控除できなかった所得控除の控除不足額がある場合には、上記の計算式で計算した金額から、その控除不足額を控除した金額が課税譲渡所得金額になります。

● 譲渡所得の特別控除額

区 分	特別控除額
収用等により土地や建物を譲渡した場合	5,000万円
居住用財産（マイホーム）を譲渡した場合	3,000万円(※)
特定土地区画整理事業等のために土地を譲渡した場合	2,000万円
特定住宅地造成事業等のために土地を譲渡した場合	1,500万円
農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合	800万円
低未利用地等を譲渡した場合（長期譲渡所得に限る）	100万円

(※) 相続又は遺贈による被相続人居住用家屋及びその敷地等を譲渡した場合、一定要件のもと、居住用財産の3,000万円の特別控除が適用できます。適用期間は平成28年4月1日から令和5年12月31日までの間の譲渡です。

● 税率

(ア) 分離長期譲渡所得の場合

	課税所得金額	市民税	府民税	所得税
一般所得分	全額	3%	2%	15%
特定所得分 (※1)	2,000万円以下の部分	2.4%	1.6%	10%
	2,000万円超の部分	3%－12万円	2%－8万円	15%－100万円
軽課所得分 (※2)	6,000万円以下の部分	2.4%	1.6%	10%
	6,000万円超の部分	3%－36万円	2%－24万円	15%－300万円

(※1) 国、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構等及び都市計画法の開発許可を受けて行われる一団の宅地の造成を行う者等に対する土地等の譲渡で一定の要件に該当する場合。

(※2) 譲渡した年の1月1日において、所有期間が10年を超える居住用家屋及びその家屋の敷地である土地等を譲渡した場合。

(イ) 分離短期譲渡所得の場合

	課税所得金額	市民税	府民税	所得税
一般所得分	全額	5.4%	3.6%	30%
軽課所得分 (※3)	全額	3%	2%	15%

(※3) 国又は地方公共団体に対する土地等の譲渡の場合。

◆ 税制改正に伴う令和4年度の市・府民税の変更点

● 住宅ローン控除の特例の延長等

令和元年10月1日から令和2年12月31日までに入居した、消費税率10%が適用される住宅所得等において、住宅ローン控除（住宅借入金等特別税額控除）の控除期間13年の特例について、新型コロナウイルス感染症の影響により入居が遅れた場合、一定期間に契約した場合、入居期限が令和4年12月31日まで延長されました。

居住開始年月日	控除期間	条件（※今回の特例に関するもの）
令和元年9月30日以前	10年	
令和元年10月1日から 令和2年12月31日	13年	・ 消費税率10%が適用となる住宅の取得等をした場合 ・ 床面積が50平方メートル以上
令和3年1月1日から 令和4年12月31日	13年	・ 消費税率10%が適用となる住宅の取得等をした場合 ・ 令和2年10月1日から令和3年9月30日までの間に契約した注文住宅、もしくは、令和2年12月1日から令和3年11月30日までの間に契約した分譲住宅 ・ 合計所得金額が1,000万円以下の場合、床面積40平方メートル以上。それ以外の場合は、床面積50平方メートル以上

※令和3年12月31日までの入居で、取得時の消費税率の適用が10%ではない場合、控除期間は10年になります。

● 特定配当等及び特定株式等譲渡所得の申告手続の簡略化

市・府民税において、特定配当等に係る所得の全部を源泉分離課税（申告不要）とする場合に、令和3年度分以後の確定申告書に個人住民税に係る附記事項が追加され、令和4年1月1日以後に確定申告書を提出する場合は、住民税の課税方式について確定申告書に附記するだけで、申告不要とすることができるようになりました。ただし、当該所得の全部を申告不要とする以外で、所得税と異なる課税方式を選択する場合は、従来通り市・府民税申告書及び資料の提出が必要となります。

● 退職所得課税の見直し

勤続年数5年以下の法人役員等以外の退職金についても、雇用の流動性等に配慮し、退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分については、2分の1課税を適用除外することとなりました。

◆ 公的年金からの市・府民税の特別徴収（天引き）制度

公的年金受給者の納税の利便性向上と、市町村における徴収の効率化を図る観点から、市・府民税の公的年金からの特別徴収（天引き）制度を導入しています。

(1) 特別徴収の対象者…令和4年4月1日現在、65歳以上で老齢基礎年金等を受給されている人

ただし、次の場合は対象外となります。

- ・老齢基礎年金等の年額が18万円未満である人
- ・介護保険の特別徴収対象被保険者でない人
- ・市・府民税の特別徴収税額が所得税や社会保険料を控除した後の老齢基礎年金等給付の額を超える人

(2) 特別徴収の対象税額…公的年金等にかかる所得割額及び均等割額

※給与所得や不動産所得など、公的年金等以外の所得にかかる住民税は、年金からは特別徴収されず、別に納めていただきます。

(3) 特別徴収の対象年金…老齢基礎年金等（介護保険料が天引きされている年金から特別徴収されます）

(4) 特別徴収の徴収方法

① 今年度から新たに特別徴収が始まる人（前年度、途中で年金からの天引きが中止になった人を含む）

普通徴収（※）			年金からの特別徴収		
－	6 月	8 月	10 月	12 月	翌年2月
年税額の4分の1ずつ			年税額の6分の1ずつ		

※納付書や口座振替によりご自身でお支払いしていただくものです。

② 前年度から引き続き特別徴収をされる人

前半（4・6・8月）の仮徴収と、後半（10・12・翌年2月）の本徴収に区分されます。

- ・仮徴収…前年度の年税額の2分の1の額が年金から特別徴収されます。
- ・本徴収…6月以降に確定した年税額から、前半の仮徴収税額を差し引いた額が年金から特別徴収されます。

年金からの特別徴収（仮徴収）			年金からの特別徴収（本徴収）		
4 月	6 月	8 月	10 月	12 月	翌年2月
$(\text{前年度の年税額の}2\text{分の}1) \div 3 \text{ ずつ}$			$(\text{年税額} - \text{仮徴収税額}) \div 3 \text{ ずつ}$		

◆ 公的年金等を受給されている人の確定申告の手続について

公的年金の収入の合計金額が400万円以下で、かつ、それ以外の所得金額が20万円以下の方は、所得税の確定申告の提出が不要となりました。ただし、医療費控除などによる所得税の還付を受ける場合には、確定申告書を提出することができます。詳しくは最寄りの税務署にご相談ください。

(注意) 所得税の確定申告書を提出しない場合は、市・府民税の申告書を提出していただくことで、市・府民税の適正な課税を行うことができますので、市・府民税申告書を提出いただきますようお願いいたします。

市・府民税のQ&A

(給与収入のある人の計算例)

Q1 私(45歳)の家族には、妻(43歳、無収入)と2人の子ども(18歳と14歳)がいます。令和3年中の給与収入額は6,285,000円でした。また、令和3年中には社会保険料351,000円、生命保険料320,000円(新契約一般分150,000円、新契約個人年金分100,000円、介護医療保険分70,000円)、地震保険料10,000円(地震契約分)を支払いました。この場合、私の市民税・府民税はいくらになるでしょうか。

A 所得金額 (簡易給与所得表による) 4,587,200円……………①

所得控除 (詳しくはP7を参照)	社会保険料控除	351,000円
	生命保険料控除	70,000円 (限度額)
	(新契約に係る一般生命保険料の控除額)	28,000円)
	(新契約に係る個人年金保険料の控除額)	28,000円)
	(介護医療保険料の控除額)	28,000円)
	地震保険料控除	5,000円
	配偶者控除	330,000円
	扶養控除	18歳 330,000円 + 14歳 控除なし = 330,000円
	基礎控除	430,000円
	合 計	1,516,000円……………②

課税総所得 ①－② = 3,071,200円 → 3,071,000円 (千円未満切り捨て)

所得割額と調整控除の計算

課税総所得に税率を掛けた後に、人的控除差による調整額を引きます。

市民税…3,071,000円×6%＝184,260円…③

府民税…3,071,000円×4%＝122,840円…④

※人的控除差による調整控除額

市・府民税と所得税の人的控除差額：150,000円(配偶者控除5万円＋基礎控除5万円＋扶養控除5万円)

市・府民税の課税総所得金額が200万円超なので、調整控除額が、
 $\{ \text{人的控除差額} - (\text{市・府民税の課税総所得金額} - 200\text{万円}) \}$ の5%
 $= \{ 150,000\text{円} - (3,071,000\text{円} - 2,000,000\text{円}) \}$ の5%が－46,050円ですが、
 これが、2,500円未満のため、2,500円が調整控除額となります。

2,500円…⑤

③－⑤×3/5 (100円未満端数切捨て)
 $= 184,260\text{円} - 2,500\text{円} \times 3/5 = 182,760\text{円} \rightarrow 182,700\text{円} \dots\dots\dots ⑥$

④－⑤×2/5 (100円未満端数切捨て)
 $= 122,840\text{円} - 2,500\text{円} \times 2/5 = 121,840\text{円} \rightarrow 121,800\text{円} \dots\dots\dots ⑦$

市 民 税 額	⑥+3,500円（市・均等割額）=182,700円+3,500円=186,200円……⑧
---------	--

府 民 税 額	⑦+1,800円（府・均等割額）=121,800円+1,800円=123,600円……⑨
---------	--

市・府民税額	⑧+⑨=186,200円+123,600円=309,800円
--------	--------------------------------

（公的年金収入のある人の計算例）

Q2 私（70歳）は、妻（68歳、無収入）と二人暮らしです。令和3年中の年金受給額は2,650,000円でした。また、令和3年中には国民健康保険料209,100円、介護保険料80,900円を支払いました。計算方法を教えてください。

A 所得金額	P.6（公的年金等の雑所得表より） 1,550,000円……① (2,650,000円－110万円)
---------------	---

所 得 控 除 (詳しくはP7を参照)	社会保険料控除（国民健康保険料+介護保険料）	290,000円
	配偶者控除	330,000円
	基礎控除	430,000円
	合 計	1,050,000円……②

課 税 総 所 得	①－② =500,000円 → 500,000円（千円未満切り捨て）
-----------	------------------------------------

所得割額と調整 控 除 の 計 算	課税総所得に税率を掛けた後に、人的控除差による調整額を引きます。 市民税…500,000円×6%=30,000円……③ 府民税…500,000円×4%=20,000円……④ ※人的控除差による調整控除額 市・府民税と所得税の人的控除差額：100,000円（配偶者控除5万円+基礎控除5万円） 課税総所得＞人的控除差額のため、 100,000円（人的控除差額）×5%=5,000円……⑤ ③－⑤×3/5 =30,000円－5,000円×3/5=27,000円……⑥ ④－⑤×2/5 =20,000円－5,000円×2/5=18,000円……⑦
----------------------	---

市 民 税 額	⑥+3,500円（市・均等割額）=27,000円+3,500円=30,500円……………⑧
府 民 税 額	⑦+1,800円（府・均等割額）=18,000円+1,800円=19,800円……………⑨
市・府民税額	⑧+⑨=30,500円+19,800円=50,300円

Q3 妻の公的年金から妻の介護保険料が特別徴収（天引き）されている場合、私（夫）の社会保険料控除の対象とすることができますか。

A 介護保険料や国民健康保険料などの社会保険料が妻の公的年金から特別徴収（天引き）されている場合、その社会保険料を支払ったのは妻になります。したがって、あなた（夫）の社会保険料控除の対象とすることはできません。

Q4 私は、令和3年4月12日に住宅を購入し入居しました。市・府民税の住宅ローン控除は受けられるのでしょうか。

また、税務署で、住宅ローン控除の手続きは済ませましたが、新たに市役所での手続きは必要でしょうか。

A 勤務先の年末調整、または税務署での確定申告の内容を基に、市・府民税の住宅ローン控除額を算出、適用しますので、新たに、市役所での申請等は不要です。

税務署での手続きがお済みでない方については税務署へお問い合わせください。

※対象者等については、P.9を参照してください。

Q5 私は会社勤めをしていますが、ある雑誌に原稿を書いたところ、出版社から原稿料を受け取りました。このため、給与所得以外に原稿料の所得が15万円あります。この場合、市役所に市・府民税の申告をする必要があるのでしょうか。

A 所得税の場合、原稿料や外交員報酬については、支払の際に源泉徴収し、確定申告の際に給与所得と合算して税額を計算し直すことになっています。

ただし、年間の給与の収入金額が2,000万円以下で、給与所得以外の所得（原稿料、外交員報酬など）の年間合計額が20万円以下の人については、確定申告をしなくてもよいことになっています。

しかし、市・府民税の場合は、所得税と異なり、所得の多少にかかわらず、給与所得と合算して税額を計算することになっています。

あなたの場合、原稿料について所得税の確定申告をした場合は市・府民税の申告は不要ですが、確定申告をしなかった場合は、市・府民税の申告をする必要があります。

Q6 私は、前年中の収入は0円ですが、市・府民税の申告をする必要はあるのでしょうか。

A 前年中に収入のなかった人《非課税所得（失業保険、障害年金、遺族年金等）のみの場合も含む》は申告の義務はありません。しかし、下記に該当される人は申告をしていただくことにより各関係課の申請がスムーズにおこなえます。

- ※国民健康保険に加入されている人
- ※国民年金の免除申請の判定が出来ず昨年度の途中で申告した人
- ※保育園に入園している子どもがいる人（又は入園予定の子どもがいる人）、児童扶養手当、就学援助、公営住宅入居等の行政サービス等の申請をする人
- ※所得証明書（非課税証明書）が必要な人

Q7 私は、パートタイムで働いています。年間103万円を超える収入があると、夫の配偶者控除を受けられないと聞きましたが、本当でしょうか。

A あなたが配偶者控除の対象となるか、また、あなた自身に市・府民税が課税されるかどうかは、次の表のとおりです。

妻のパートの年収	夫の配偶者控除	夫の配偶者特別控除	あなた（妻）への税金	
			所得税	市・府民税
100万円以下	受けられる	受けられない	かからない	かからない
100万円超～103万円以下				かか る
103万円超～ 201万6,000円未満	受けられない	受けられる	かか る	
201万6,000円以上		受けられない		

（注）ただし、配偶者控除及び配偶者特別控除は夫の所得が1,000万円超の場合、適用はありません。

Q8 他市とくらべて和泉市は、市・府民税が高いのではないのでしょうか。

A 市・府民税の計算方法や税率は「地方税法」という法律で定められており、通常、市区町村はこの計算方法により算出しているため、基本的には税額は全国一律です。和泉市も同様の計算方法と税率で税額を算出しています。ただし、府民税の均等割額については、大阪府において平成28年度から令和5年度まで、森林環境税として従来の1,500円に300円が加算され、1,800円となります。

Q9 私は、7月に会社を退職し、その後すぐに別の会社へ再就職しましたが、8月になって市・府民税の納税通知書が自宅に送られてきました。

市・府民税は給料から差し引かれると思っていましたが、どうしてでしょうか。

A 特別徴収（給与支払者が給与から、市・府民税を差し引いて納付する方法）の場合、税額通知書を勤務先に送付し、これに基づいて毎月の給与から差し引いていただいていた。

しかし、退職されたことにより、給与から差し引くことができなくなったため、残りの税額については普通徴収（自宅にお送りした納税通知書により個人で納付する方法）に切り替えて、納税通知書を送付させていただきました。

その後、再就職されているということですから、もし特別徴収を希望される場合は、改めて新しい会社に手続きを依頼してください。

Q10 「ふるさと納税」って聞くけど、税金が安くなるのですか。
また、確定申告をしないといけないですか。

A 自治体に対してふるさと納税（寄附）をすると、寄附額のうち2,000円を超える部分について、通常の基本控除に特例控除を加え、原則として所得税・個人市・府民税から全額（上限額あり）控除されます。上限額については、寄附した年（1月から12月末）の翌年6月に課税される個人市・府民税の所得割額（調整控除後）が基準となります。寄附した時点では翌年に決定する個人市・府民税が不明ですので、所得や各種所得控除（扶養控除・社会保険料控除・医療費控除等）の見込み等を和泉市ホームページ内「パソコンで住民税の申告書の作成・ふるさと納税上限額の試算ができるようになりました」にて入力していただくことで、上限額の目安を計算することができますので、ご利用ください。

次に手続きについてですが、控除を受けるためには、寄附した翌年に、確定申告を行うことが必要です（原則）。ただし、確定申告や個人市・府民税の申告が不要な方（給与所得者等）について、ふるさと納税先が5団体以内の場合に限り、ふるさと納税先団体に申請することにより確定申告等をせずに控除を受けられる手続の特例（ふるさと納税ワンストップ特例制度）が創設されました。

なお、5団体を超える自治体にふるさと納税をした方や、ふるさと納税の有無にかかわらず確定申告等を行う方も、ふるさと納税に係る控除を受けるためには、これまで同様に確定申告が必要となります。

また、ふるさと納税ワンストップ特例の適用を受ける方は、所得税からの還付は発生せず、個人住民税から税額控除が行われます（ふるさと納税を行った翌年の6月以降に支払う個人市・府民税が控除対象）。

※P 9を参考にして下さい。

※制度の概要については、総務省ホームページ内「ふるさと納税ポータルサイト」等もご参照ください。

法人市民税

法人市民税は、市内に事務所、事業所(以下「事務所等」といいます)または寮等がある法人等にかかる税金で、資本金等の額と従業員者数に応じて負担していただく**均等割**と、国税の法人税額に応じて負担していただく**法人税割**とがあります。

◆ 納税義務者

納 税 義 務 者	納 め る 税 額	
	均 等 割	法 人 税 割
市内に事務所等がある法人 (法人格のない社団等で収益事業を行うものを含む)	○	○
市内に寮や保養所がある法人が、その市内に事務所等がない法人	○	—
市内に事務所等があり、法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課税される個人	—	○

◆ 税率

● 均等割

法人の所得の有無に関係なく、法人に資本金等の額と市内の従業員数に応じて次表のとおりとなります。

資 本 金 等 の 額		均等割の税率（年額）	
		従業員50人以下	従業員50人超
ア	50億円を超える法人	492,000円	3,600,000円
イ	10億円を超え50億円以下である法人	492,000円	2,100,000円
ウ	1億円を超え10億円以下である法人	192,000円	480,000円
エ	1,000万円を超え1億円以下の法人	156,000円	180,000円
オ	1,000万円以下の法人	60,000円	144,000円
カ	上記以外の法人（公共法人等）	60,000円	

- (注) 1. 「資本金等の額」とは、資本金の額または出資金の額に資本積立金額または、連結個別資本積立金額を加えたものになります。平成27年4月1日以降に開始する事業年度については、「資本金等の額」と「資本金に資本準備金を加えた額」のいずれかの大きい額となります。
2. 「従業員数」とは、市内の事務所等または寮等の従業員数の合計数。
3. 資本金等の額及び従業員数の合計数は、課税標準の算定期間の末日で判定します。

● 法人税割

課税標準となる法人税額×税率

	平成26年9月30日以前に 開始する事業年度分	平成26年10月1日以後に 開始する事業年度分	令和元年10月1日以後に 開始する事業年度分
法人税割の税率	14.7%	12.1%	8.4%

◆ ◆ ◆ 市税の申告は電子申告で！ ◆ ◆ ◆

本市では、法人市民税・個人市・府民税（特別徴収）・固定資産税（償却資産）について、eLTAX（エルタックス）を利用したインターネットによる電子申告の受付を行っています。ぜひ、ご利用ください。



eLTAXのホームページ…… <https://www.eltax.lta.go.jp/>
eLTAXのヘルプデスク…… 0570-081459
受付日 月～金（土・日・祝日、年末年始 12/29～1/3は休業）
受付時間 9：00～17：00

◆ 申告と納税

法人市民税は、納税通知書を受け取って納税する制度ではなく、事業年度が終了した後、一定期間内に納税義務者が納付すべき税額を計算して申告し、納付していただく申告納付の制度となっています。

事業年度	申告区分	申告期限及び納付税額
6か月	確定申告	申告期限：事業年度終了の日の翌日から原則として2ヶ月以内 納付税額：均等割額と法人税割額の合計額
1年	中間 (予定) 申告	申告期限：事業年度開始の日以後6ヶ月を経過した日から2ヶ月以内 ※ただし、法人税において中間申告をすることを要しない法人および市内に寮等のみを有する法人は、中間申告をしていただく必要はありません。 納付税額：次の①または②の額 ①予定申告 事務所等を有していた月数に応じて計算した均等割額（6ヶ月の場合は年額の2分の1）と、前事業年度の法人税割額 × 6 ÷ 前事業年度の月数との合計額 ②仮決算にもとづく中間申告 事務所等を有していた月数に応じて計算した均等割額（6ヶ月の場合は年額の2分の1）と、その事業年度開始の日以後6ヶ月の期間を1事業年度とみなして計算した法人税額を課税標準として計算した法人税割額との合計額
	確定申告	申告期限：事業年度終了の日の翌日から原則として2ヶ月以内 納付税額：均等割額と法人税割額の合計額。ただし、当該事業年度の中間(予定)申告を行っている場合には、それらの額を差し引きます。

※ 法人市民税の納付書・申告書は市ホームページからダウンロードできます

◆ 設立等の届出

和泉市内に法人等を設立または事務所等を開設した場合は、2ヶ月以内に「法人等の設立(開設・異動)申告書」を提出してください。〈添付書類：登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、事業年度等が確認できる定款等の写し〉

また、法人等の名称、所在地、代表者、資本金等の額等に変更があった場合も同様に提出してください。〈添付書類：異動内容、異動年月日の証明となる書類〉

※ 申告書の様式は市のホームページからダウンロードできます。

◆ 減免

収益事業を行っていない次の法人等について、減免を受けられる場合があります。

- 公益社団法人または公益財団法人
- 認可地縁団体（町会、自治会等）
- 特定非営利活動法人（NPO法人）
- 公共法人（地方公共団体等）
- 一般財団法人又は一般社団法人（非営利型法人）

上記の法人等で法人市民税の減免を受けようとする場合は、法人市民税申告書の提出期限までに、申告書と併せて、本市所定様式「法人市民税減免申請書」と収益事業の有無が確認できる書類を税務室市民税担当に提出してください。

※ 減免対象となる法人については、法人市民税申告書の提出期限は4月30日です。（地方税法第321条の8第31項）
申告書の提出期限が土曜日、日曜日及び祝日にあたる場合は、その翌日が提出期限となります。

固定資産税・都市計画税

<固定資産税>

毎年1月1日に、固定資産（土地・家屋・償却資産）を所有している人が、その固定資産の所在する市町村に納める税金です。

<都市計画税>

毎年1月1日に、都市計画法による都市計画区域のうち原則として市街化区域内に所在する土地、家屋を所有している人が、その固定資産の所在する市町村に納める税金です。

また、都市計画税は目的税で、その収入は都市計画事業または土地区画整理事業に要する費用に充てられます。

なお、都市計画税は固定資産税と合わせて納付していただいております。市から送付する「固定資産税・都市計画税 納税通知書」に記載されている年税額は、固定資産税と都市計画税の合算額です。

◆ 納税義務者

毎年1月1日に、固定資産（土地・家屋・償却資産）を所有している人をいいます。なお、所有している人とは、それぞれ右のとおりに登録または登録されている人をいいます。（→P.28 Q&A 1～4）

土 地	登記簿または土地補充課税台帳
家 屋	登記簿または家屋補充課税台帳
償 却 資 産	償 却 資 産 課 税 台 帳

◆ 税額の計算方法

<固定資産税>

$$\text{課税標準額} \times \text{税率} (1.4\%) = \text{税額}$$

<都市計画税>

$$\text{課税標準額} \times \text{税率} (0.3\%) = \text{税額}$$

※ ただし償却資産及び市街化区域外に所在する土地・家屋には都市計画税は課税されません。

課税標準額とは、税額を算定する基礎となる額をいいます。（→P.29 Q&A 7）

土地・家屋・償却資産のそれぞれの課税標準額の合計額が右表の場合は、固定資産税及び都市計画税は課税されません。（免税点未満）

区 分	免 税 点
土 地	課税標準額が 30万円未満
家 屋	// 20万円未満
償 却 資 産	// 150万円未満

（注）同一の市内にある各区分ごとの固定資産税の課税標準額の合計で判定します。

◆ 評価の見直しについて

土地及び家屋については、原則として、3年度に一度の基準年度に評価の見直し（評価替え）を行います。第2年度及び第3年度は、新たな評価を行わないで、基準年度の価格をそのまま据え置きます。

なお、令和4年度は第2年度にあたり、次回の評価の見直しは令和6年度に行われます。ただし、下記のような場合は、新たに評価を行います。



土地の区画・形質の変更（分筆や合筆、地積更正、造成など）や地目の変更があった場合は、新たに評価を行います。

建物の新築や増築などがあった場合は新たに評価を行います。

土地については基準年度以降も地価が下落傾向にある場合は、評価額を下落修正することがあります。



土 地

◆ 土地の評価

地方税法第388条第1項の規定により告示された「固定資産評価基準」等によって、地目別に定められた評価方法により評価を行います。

なお、宅地及び宅地比準地の評価は、地価公示価格等の7割を目途に算定した固定資産税の路線価を基礎に行います。

■ 地 目

地目には、田、畑、宅地、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野並びに雑種地等があります。固定資産税評価上の地目は、登記簿上の地目にかかわらず、その年の1月1日（賦課期日）の現況の地目となります。

■ 地 積

地積は、原則として登記簿に登録されている地積となります。

◆ 特例措置

次の場合は、一定の特例措置があります。

(1) 住宅用地に対する課税標準の特例

住宅用地（人の居住の用に供する家屋の敷地）に対しては、税負担を軽減する必要から、その面積の広さによって下記のとおり特例措置があります。

■ 住宅用地の特例の区分等

区 分	敷 地 面 積	固定資産税の特例率	都市計画税の特例率
小規模住宅用地	1戸につき200㎡以下の部分	1 / 6	1 / 3
一般住宅用地※	200㎡を超える部分	1 / 3	2 / 3

※ ただし、小規模住宅用地と一般住宅用地の合計敷地面積が床面積の10倍を超える部分は特例が適用されません。

■ 住宅用地の範囲

特例措置の対象となる住宅用地の面積は、家屋の敷地の用に供されている土地の面積に下表の適用率を乗じて求めます。

住宅用地の面積＝家屋の敷地面積×適用率

（注）家屋の床面積の10倍まで

- ・「住宅用地の特例」の適用を受ける場合
（土地の用途を住宅用地に変更した場合）
- ・「住宅用地の特例」の適用から外れる場合
（住宅用地からその他の用途に変更した場合）

「住宅用地現況届出書」の提出をお願いします。

区 分	概 要	住宅の形態	居住部分の割合	適用率
専用住宅	専ら人の居住の用に供する家屋の敷地として利用されている土地	専用住宅	全 部	1.0
併用住宅	一部を人の居住の用に供する家屋の敷地として利用されている土地	地上5階以上の耐火建築物である併用住宅	4分の1以上2分の1未満	0.5
			2分の1以上4分の3未満	0.75
			4分の3以上	1.0
		上記以外の併用住宅	4分の1以上2分の1未満	0.5
			2分の1以上	1.0



※敷地内に倉庫や工場等、住宅と異なる用途の建物がある場合は、住宅用地と認定されないものもあります。

(2) 宅地及び宅地比準土地に対する税負担の調整措置

固定資産税は、地域や土地によって税負担にばらつきがあったことから、税負担の均衡化を促進するための調整措置が講じられています。

具体的には、今年度の評価額に対する前年度の課税標準額の割合に応じて、今年度の課税標準額が決まる仕組みとなっており、次の算式から求められた割合に応じて、次表に示す課税標準額となります。

$$\text{負担水準} = \frac{\text{前年度の課税標準額}}{\text{今年度の評価額} \times \text{住宅用地特例率 (P.21 参照)}} \times 100(\%)$$

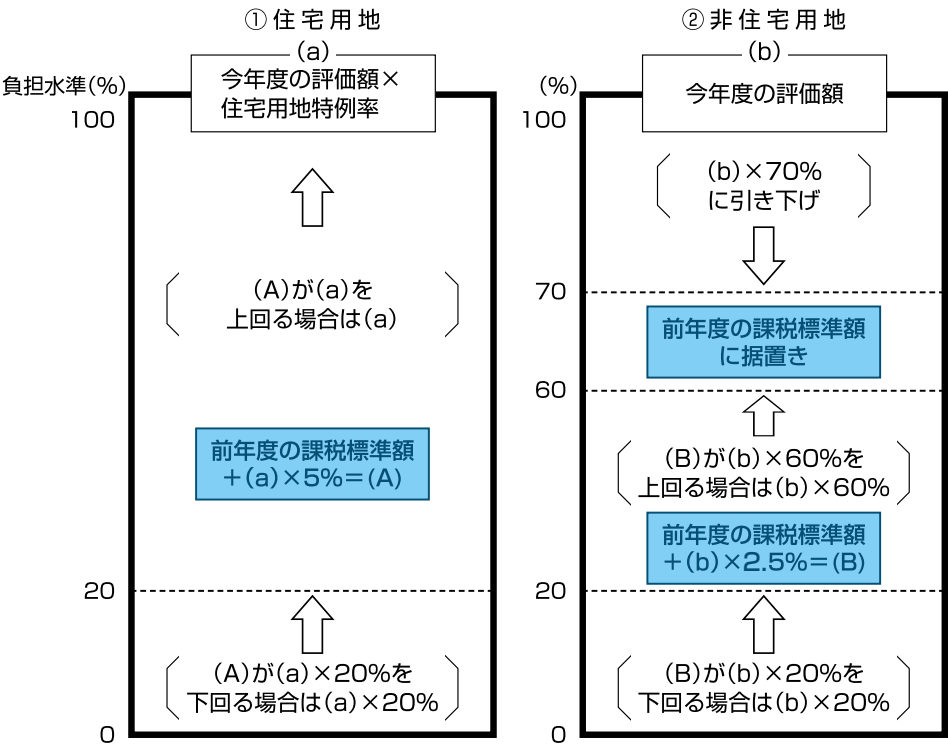
※負担水準とは…個々の土地の課税標準額が評価額に対してどの程度まで達しているかを示すものです。

宅地の負担水準と課税標準額の算出

宅地の区分			負担水準	今年度の課税標準額
住宅用地	(一般住宅用地) (小規模住宅用地)		100%以上	今年度の評価額×住宅用地特例率
			20%以上～100%未満	前年度の課税標準額+今年度の評価額×住宅用地特例率×5% 【ただし、「今年度の評価額×住宅用地特例率」が上限となります。】
			20%未満	前年度の課税標準額+今年度の評価額×住宅用地特例率×5% 【ただし、「今年度の評価額×住宅用地特例率×20%」が下限となります。】

宅地の区分			負担水準	今年度の課税標準額
非住宅用地	(商業地等)		70%超	今年度の評価額×70%の額に引き下げ
			60%以上～70%以下	前年度の課税標準額に据置き
			20%以上～60%未満	前年度の課税標準額+今年度の評価額×2.5% (※) 【ただし、「今年度の評価額×60%」が上限となります。】
			20%未満	前年度の課税標準額+今年度の評価額×2.5% (※) 【ただし、「今年度の評価額×20%」が下限となります。】

※令和4年度に限り、現行5%のところ、2.5%とする特別な措置が講じられています。



家 屋

◆ 評価のしくみ

固定資産評価基準によって、再建築価格を基礎に評価します。

■ 新築家屋の評価

$$\text{評価額} = \text{再建築価格} \times \text{経年減点補正率}$$

再建築価格…評価の対象となった家屋と同一のものを、評価の時点においてその場所に新築するものとした場合に必要とされる建築費です。

経年減点補正率…家屋の建築後の年数の経過によって生ずる損耗の状況による減価をあらわしたものです。

■ 新築家屋以外の家屋（在来分家屋）の評価

在来分家屋については、基準年度（3年ごと）に評価替えを行います。

評価額は、上記の新築家屋の評価と同様の算式により求めますが、再建築価格（※）は、固定資産評価基準が定める再建築費評価点補正率により、建築物価の変動分を考慮します。ただし、上記算式により算出された評価額が前年度の価額を超える場合には、決定価額は引き上げられることなく、原則として、前年度の価額に据え置かれます。

※在来分家屋の再建築価格は、以下の式によって求められます。

$$\text{再建築価格} = \text{前基準年度の再建築価格} \times \text{再建築費評価点補正率}$$

◆ 減額制度

固定資産税の減額制度には、以下のものがあります。

- 新築住宅に対する減額措置
- 認定長期優良住宅に対する減額措置
- 住宅の耐震改修に伴う減額措置
- 住宅のバリアフリー改修に伴う減額措置
- 住宅の省エネ改修に伴う減額措置

なお、これらの減額措置は都市計画税には適用されません。

● 新築住宅に対する減額措置

新築住宅について、新築後一定期間の固定資産税額が2分の1に減額されます。（新築軽減）

※ただし、災害レッドゾーンの区域内で一定の住宅建築を行う者が、都市再生特別措置法に基づき、適正な立地を促すために市長が行った勧告に従わないで建築した一定の住宅は適用されません。

※この減額制度については、申請は必要ありません。

(1) 減額要件

ア. 専用住宅や併用住宅であること（併用住宅については、居住部分の床面積の割合が2分の1以上のものに限られます）

イ. 居住部分の床面積が50㎡以上280㎡以下（一戸建て以外の貸家住宅は40㎡以上280㎡以下）

※分譲マンションなどの区分所有家屋の床面積については、「専有部分の床面積+持分で按分した共用部分の床面積」で判定します。なお、賃貸マンションなどについても、独立的に区画された部分ごとに区分所有家屋に準じた方法で判定します。

(2) 減額範囲

減額の対象となるのは、新築された住宅用の家屋のうち住居として用いられている部分（居住部分）です。併用住宅における店舗部分や事務所部分などは減額の対象となりません。

なお、住居として用いられている部分の床面積が120㎡までのものはその全部が減額対象に、120㎡を超えるものは120㎡分に相当する部分が減額対象になります。

(3) 減額期間

- ア. 一般の住宅（イ以外の住宅）…………… 新築後3年度分
- イ. 3階建て以上の中高層耐火住宅等…………… 新築後5年度分

● 認定長期優良住宅に対する減額措置

平成21年6月4日から令和6年3月31日までに新築された住宅で、長期優良住宅の認定を受けて建築された住宅について、新築後一定期間の**固定資産税額が2分の1に減額**されます。

なお、現行の新築軽減とは重複適用されず、新築住宅に対する減額措置に代えて適用されます。

※この減額措置を受けるには申請が必要です。

(1) 減額要件

- ア. 長期優良住宅の認定を受けて建築された住宅であること（注1）
 - イ. 平成21年6月4日から令和6年3月31日までに新築された住宅であること
 - ウ. 新築住宅に対する減額措置の要件を満たす住宅であること（注2）
- （注1）長期優良住宅の認定については、建築・開発指導室（建築指導担当）までお問い合わせください。
0725-99-8141（直通）
- （注2）新築軽減の適用要件については、前述の「新築住宅に対する減額措置」をご参照ください。

(2) 減額範囲

減額の対象となるのは、新築された住宅用の家屋のうち住居として用いられている部分（居住部分）です。併用住宅における店舗部分や事務所部分などは減額の対象となりません。

なお、住居として用いられている部分の床面積が120㎡までのものはその全部が減額対象に、120㎡を超えるものは120㎡分に相当する部分が減額対象になります。

(3) 減額期間

- ア. 一般の住宅（イ以外の住宅）…………… 新築後5年度分
- イ. 3階建て以上の中高層耐火住宅等…………… 新築後7年度分

(4) 申請方法

所定の申請書に必要事項を記入のうえ下記の書類を添付し、新築された年の翌年の1月31日までに税務室資産税担当へ申請してください。

- ・長期優良住宅の認定を受けて建築されたことを証明する書類
（認定長期優良住宅の認定通知書または変更認定通知書の写し）

● 住宅の耐震改修に伴う減額措置

昭和57年1月1日以前から所在する住宅で、令和6年3月31日までに現行の耐震基準に適合する改修工事を行った場合、改修工事が完了した年の翌年度分に限り、**固定資産税額の2分の1に相当する額が減額**されます。

また、同様の改修が行われたもので、認定長期優良住宅に該当することとなった場合、改修工事が完了した年の翌年度に限り固定資産税額の3分の2に相当する額が減額されます。

※この減額措置を受けるには申請が必要です。

(1) 減額要件

- ア. 専用住宅や併用住宅（居宅部分の割合が2分の1以上に限る）であること
- イ. 現行の耐震基準に適合する耐震改修であること
※マンションの場合は、建物全体で耐震基準に適合する必要があります。
- ウ. 耐震改修費用が50万円超であること
※マンション等区分所有家屋の場合、一棟全体の耐震改修工事費を一戸当たりで按分した額が50万円超であることが必要です。
- エ. 改修工事により認定長期優良住宅に該当すること（3分の2減額の適用を受ける場合のみ）

(2) 減額範囲

減額の対象となるのは、居住部分です。併用住宅における店舗部分や事務所部分などは減額の対象となりません。

なお、居住部分の床面積が120㎡までのものはその全部が減額対象に、120㎡を超えるものは120㎡分に相当する部分が減額対象になります。

(3) 減額期間

改修工事が完了した年の翌年度分

(4) 申請方法

所定の申請書に必要事項を記入のうえ下記の書類を添付し、改修工事が完了した日から3か月以内に税務室資産税担当へ申請してください。

- ・現行の耐震基準に適合した工事であること（認定長期優良住宅に該当する場合は、認定長期優良住宅に該当することとなったことを含む）の証明書（市役所、建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関・住宅瑕疵担保責任保険法人が発行するもの）または住宅性能評価書の写し
- ・工事内容を確認できる書類（工事明細書またはそれに代わる書類）
- ・工事費用を支払ったことが確認できる書類（領収書またはそれに代わる書類）
- ・改修工事後に認定長期優良住宅に該当する場合は、認定長期優良住宅の認定通知書の写し

● 住宅のバリアフリー改修に伴う減額措置

新築された日から10年以上を経過した住宅で、令和6年3月31日までにバリアフリー改修工事を行った場合、改修工事が完了した年の翌年度分に限り、**固定資産税額の3分の1に相当する額が減額**されます。（ただし、賃貸住宅や新築軽減など他の減額制度の適用がある住宅は該当しません。）

※この減額措置を受けるには申請が必要です。

(1) 減額要件

ア. 改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下であること

イ. 居住者が下記のいずれかに該当すること

- ・65歳以上の人（工事が完了した日の属する年の翌年の1月1日における年齢）
- ・障がい者
- ・介護保険法に基づく要介護認定または要支援認定を受けている人

ウ. 下記のいずれかの工事であること（マンションの場合は専有部分の改修工事に限る）

- ・廊下の拡幅 ・階段の勾配の緩和 ・手すりの取付け ・便所の改良
- ・浴室の改良 ・床の段差の解消 ・引き戸への取替え ・床表面の滑り止め化

エ. バリアフリー改修費用が、国又は地方公共団体からの補助金等を除く自己負担金額として50万円超であること

(2) 減額範囲

減額の対象となるのは、居住部分です。併用住宅における店舗部分や事務所部分などは減額の対象となりません。

なお、居住部分の床面積が100㎡までのものはその全部が減額対象に、100㎡を超えるものは100㎡分に相当する部分が減額対象になります。

(3) 減額期間

改修工事が完了した年の翌年度分

(4) 申請方法

所定の申請書に必要事項を記入のうえ下記の書類を添付し、改修工事が完了した日から3か月以内に税務室資産税担当へ申請してください。

- ・ 65歳未満の人は障がい者であること、または要介護認定又は、要支援認定を受けていることが確認できる書類（障がい者手帳や介護保険証など）
- ・ 工事内容を確認できる書類（工事明細書またはそれに代わる書類）
- ・ 工事費用を支払ったこと及び自己負担金額が確認できる書類（領収書・補助金の内容を確認できる書類またはそれに代わる書類）

● 住宅の省エネ改修に伴う減額措置

平成26年4月1日以前から所在する住宅で、令和6年3月31日までに現行の省エネ基準に適合する改修工事を行った場合、改修工事が完了した年の翌年度分に限り、**固定資産税額の3分の1に相当する額が減額**されます。また、同様の改修が行われたもので、認定長期優良住宅に該当することとなった場合、改修工事が完了した年の翌年度に限り、固定資産税額の3分の2に相当する額が減額されます。（ただし、賃貸住宅や新築軽減など他の減額制度の適用がある住宅は該当しません。）

※この減額措置を受けるには申請が必要です。

(1) 減額要件

ア. 改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下であること

イ. 下記工事のうち、省エネ改修費用が国又は地方公共団体からの補助金を除く自己負担金として①～④の工事で60万円超又は、①～④の工事で50万円超であって⑤～⑧の工事と合わせて60万円超であること。ただし、①を必須工事とし、マンションの場合は専有部分の改修工事に限るものであること。

- | | |
|-----------------|-----------------|
| ①窓の断熱改修工事（必須工事） | ⑤太陽光発電装置の設置工事 |
| ②床の断熱改修工事 | ⑥高効率空調機の設置工事 |
| ③天井の断熱改修工事 | ⑦高効率給湯器の設置工事 |
| ④壁の断熱改修工事 | ⑧太陽熱利用システムの設置工事 |
- （外気等と接するものの工事に限る）

ウ. 改修工事により設定長期優良住宅に該当すること（3分の2減額の適用を受ける場合のみ）

(2) 減額範囲

減額の対象となるのは、居住部分です。併用住宅における店舗部分、事務所部分などは減額の対象となりません。

なお、居住部分の床面積の120㎡までのものはその全部が減額対象に、120㎡を超えるものは120㎡分に相当する部分が減額対象になります。

(3) 減額期間

改修工事が完了した年の翌年度分

(4) 申請方法

所定の申請書に必要事項を記入のうえ下記の書類を添付し、改修工事が完了した日から3か月以内に税務室資産税担当へ申請してください。

- ・ 現行の省エネ基準に適合した工事であること（認定長期優良住宅に該当する場合は、認定長期優良住宅に該当することとなったことを含む）の証明書（建築士、指定確認検査機関、または登録住宅性能評価機関・住宅瑕疵担保責任保険法人が発行したもの）
- ・ 工事内容を確認できる書類（工事明細書またはそれに代わる書類）
- ・ 工事費用を支払ったこと及び自己負担金額が確認できる書類（領収書・補助金の内容を確認できる書類またはそれに代わる書類）
- ・ 改修工事後に認定長期優良住宅に該当する場合は、認定長期優良住宅の認定通知書の写し

償却資産

償却資産とは、会社や個人で工場や商店などを経営されている方や、駐車場やアパートを貸し付けている方などが、その事業のために用いている土地・家屋以外の資産をいいます。

例えば、パソコンを家庭用に使っている場合には課税対象となりませんが、事業用として使用している場合は、償却資産として課税対象となります。

(注) 賃借人(テナントの方など)が取付けた建物附属設備及び内部造作・設備等で事業の用に供されている資産は、賃借人が償却資産として申告してください。(ただし、家屋として課税されているものを除く。)

課税対象となるものの具体例

業 種	主 な 償 却 資 産
事 務 系	タイムレコーダー、事務机、椅子、応接セット、エアコン、複写機、ロッカー、パソコン、ワープロ、ファクシミリなど
喫 茶 ・ 飲 食 系	看板、厨房用品、食卓、椅子、レジスター、カラオケ、冷蔵庫など
小 売 業	冷蔵ストッカー、陳列ケース、レジスター、自動販売機、看板など
クリーニング業	洗濯機、脱水機、ドライ機、プレス機、給排水設備、看板など
病 院 ・ 医 院	レントゲン機器、ファイバースコープ、手術用機器、歯科診療ユニット、エアコンなど
不 動 産 貸 付 業	舗装路面、門扉、看板、緑化施設、屋外給水設備、受変電設備など

◆ 税額の計算方法

取得年月、取得価格、耐用年数から、一品ごとに評価額を算出します。

一品ごとの評価額を合算した額がそのまま課税標準額となります。

$$\text{税額} = \text{評価額 (課税標準額)} \times \text{税率 (1.4\%)}$$

◆ 申告

償却資産をお持ちの方は、毎年1月1日現在における償却資産の所有状況を1月31日までに申告していただくこととなっています。

→申告書の様式を和泉市ホームページよりダウンロードしていただけます。

《和泉市ホームページ→申請書ダウンロード→市税の申請書等→償却資産申告書・種類別明細書》

→平成22年12月から、eLTAX（エルタックス）を利用したインターネットによる電子申告の受付をおこなっています。(P.18参照)

縦覧と審査申出

◆ 縦覧

土地及び家屋について、納税者が自己の所有する資産の価格と市内にある他の資産の価格を比較し、ご本人の資産に対する評価が適正かどうかを確認できる制度で、縦覧帳簿により縦覧することができます。

(1) 縦覧期間：令和4年4月1日（金）から5月31日（火）まで（土曜日・日曜日及び祝日を除く）

(2) 縦覧場所：税務室 資産税担当窓口

(3) 必要書類：納税者本人であると確認できる書類。（運転免許証・健康保険証・旅券「パスポート」など）

縦覧される方が代理人の場合は委任状及び代理人の本人確認ができる書類。

法人の場合、委任状には代表者の自署または記名押印（代表者印）をお願いします。

(4) 縦覧方法 台帳の縦覧。コピー・写真撮影等は不可

◆ 審査申出

固定資産の評価額について不服があるときは、縦覧期間の初日（4月1日）から納税通知書の交付を受けた日後3か月まで和泉市固定資産評価審査委員会へ審査の申出ができます。

また、令和4年度税制改正により、価格が上昇した土地であっても税額を据え置く特別な措置が令和3年度に講じられたことに伴い、当該特別な措置の適用対象となった土地に係る令和3年度の価格についても、4月1日から令和3年度の納税通知書の交付を受けた日後15月を経過する日までの間審査の申出ができます。

固定資産税・都市計画税のQ&A

Q1 私(売主)は自己所有の土地と家屋について、令和3年12月に売買契約を締結し、令和4年2月には買主への所有権移転登記を済ませました。令和4年度の固定資産税は誰に課税されますか？

A 令和4年度の固定資産税は、あなた(売主)に課税されます。固定資産税は、地方税法の規定により、賦課期日(1月1日)現在の登記簿上の所有者に課税するものとされているからです。なお、売却した物件に係る固定資産税の精算は、あなた(売主)と買主との間での話となります。また、固定資産税は日割、月割の概念がなく、いつから起算するのか(1月からや4月から)の規定がありません。

Q2 令和4年8月に土地を売り、同時に所有権移転もします。3期分・4期分の納税義務者は買主になるのですか？

A 固定資産税は、賦課期日(1月1日)現在において固定資産(補充)課税台帳に所有者として登録されている人に対し、当該年度分の税として課税される税金です。したがって、当該年度分の固定資産税は、すべてあなた(売主)が納税義務者となります。なお、固定資産税の納付は、納期ごとに納付することができますが、これは納税者の方が納税しやすいようにしているためであり、期間を分けて課税しているものではありません。

Q3 令和4年5月に家を取りこわしました。令和4年度の固定資産税が課税されているのはなぜですか？

A 固定資産税は、賦課期日(1月1日)現在において固定資産を所有している人に対して課税されます。したがって、令和4年1月1日に存する家屋は、その後(1月2日以降)に取りこわしても令和4年度の固定資産税が課税されます。(月割りによる課税をすることはできません。)取りこわしをされた場合は、税務室資産税担当に届出書を提出してください。

Q4 売買・贈与・相続などにより所有者が変わります。名義変更するにはどのような手続きが必要ですか？

A 登記物件の名義変更は法務局での手続きになります。法務局で名義変更された場合は、和泉市への届出の必要はありません。しかし、未登記家屋については税務室資産税担当で名義変更の手続きが必要になります。

Q5 災害等により家屋が被害を受けました。固定資産税はどうなりますか？

A 土地・家屋の被害に応じて、固定資産税・都市計画税の全部または一部が減免される可能性があります。詳しくは、税務室資産税担当までお問合せください。

また、住宅が災害により滅失した場合で他の建物、構築物の用に供されていない土地は、2年間に限り住宅用地(→P.21参照)として扱います。

Q6 所有している家屋が未登記の場合も固定資産税が課税されるのですか？

A 未登記の家屋にも固定資産税は課税されます。未登記家屋は家屋補充課税台帳に登録された所有者が納税義務者となります。

Q7 評価額、課税標準額とは何ですか？

A 固定資産税評価額とは、固定資産課税台帳に記載された固定資産の評価額のことです。この評価額は、総務大臣が告示した「固定資産評価基準」に基づいて市長が決定したものです。

課税標準額とは、固定資産税の税額を算定する基礎となる額のことです。固定資産税は評価額に税率をかけて求めるのではなく、課税標準額に税率をかけて求められます。

- 土地：住宅用地の特例が適用されている場合や、負担調整措置が適用されている場合（→P.21,22参照）には、評価額と課税標準額は異なります。
- 家屋：評価額と課税標準額は原則同じです。
- 償却資産：評価額と課税標準額は原則同じです。

Q8 地価が下がっているのに土地の固定資産税が上がるのはなぜですか？

A 平成6年度に地価公示価格等の7割を目途とする評価替えが行われた結果、宅地の評価額が大幅に上昇しました。そこで、この評価替えによって税負担が急増しないようにするため、なだらかに課税標準額を上昇させる負担調整措置が講じられました。

負担水準（個々の土地の課税標準額が評価額に対してどの程度まで達しているかを示す割合）が高い土地は税負担を引き下げたり、据え置いたりする一方、負担水準が低い土地は税負担を引き上げていく仕組みとなっています。

したがって、負担水準が低く、本来負担すべき税額までゆるやかに引き上げている過程にある土地では、地価が下落していても税額が上がるというケースが生じることもあるわけです。負担水準についてはP.22をご参照ください。

なお、地価が下落している場合、据え置き年度でも評価額を下落修正できることとなっており、下落修正が行われれば、税額の増加額が少なくなったり、税額が据え置きや引き下げに転じたりする場合があります。

Q9 住宅を取りこわしたら土地の税額が上がりました。なぜですか？

A 土地に一定要件を満たす住宅があると「住宅用地に対する課税標準の特例」が適用され、土地の税額が減額されています。しかし、住宅を取りこわして更地にしたり、住宅を住宅以外の用途に変更したりすると、特例の適用（→P.21参照）が廃止されるからです。

Q10 畑を耕している土地に宅地並みの税金が課税されています。なぜですか？

A 農地転用の手続きをした土地や宅地等に転用されるにあたって農地転用の手続きを必要としない農地は「宅地介在農地」となります。宅地介在農地は、通常の農地と違って農地法による規制を受けない土地になりますので、宅地並みの評価・課税になります。

Q11 私は、平成30年9月に住宅を新築しましたが、令和4年度分から税額が急に高くなっています。なぜですか？

A 新築住宅に対する減額措置の適用期間が終了したためです。
新築住宅について、一定の要件にあてはまるときは、固定資産税額が減額される制度（新築軽減）があります。一般の住宅では3年間、3階建て以上の中高層耐火住宅等では5年間の適用となります。詳しくはP.23をご参照ください。

令和4年度に減額措置が終了となる住宅
一般の住宅 …平成30年築
一般の住宅（認定長期優良住宅）…平成28年築
3階建以上の中高層耐火住宅等 …平成28年築

Q12 自宅の一部を増築しました。届出など、何か必要な手続きはありますか？

A 法務局で増築部分の登記をされた場合は、届出は不要です。登記をされていない場合は、税務室資産税担当までご連絡ください。

Q13 共有している物件の代表者を変更したいのですが、どのような手続きが必要ですか？

A 共有物件代表者変更届を提出していただくことで変更が可能です。詳しくは、税務室資産税担当までお問い合わせください。なお、固定資産税・都市計画税 納税通知書は代表者の方へお送りします。

Q14 所有者や納税管理人が海外へ転出することになりました。何か必要な手続きはありますか？

A 納税管理人の設定もしくは変更の手続きが必要になります。詳しくは税務室資産税担当までお問い合わせください。

わからないことがあれば、お気軽に
税務室資産税担当まで
お問い合わせください！



軽自動車税(種別割)

軽自動車税（種別割）は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車および二輪の小型自動車を所有している人に対して課税されます。

◆ 納税義務者

軽自動車税（種別割）の納税義務者は、4月1日（賦課期日）現在、軽自動車等を所有している人です。

4月1日に所有者であれば、4月2日以降に譲渡や廃車してもその年度分の納税義務者になります。4月2日以降に軽自動車等を取得した場合、その年度分の納税義務はありません。

◆ 原動機付自転車・軽二輪・小型二輪・小型特殊自動車の年税額

車 種 区 分	総排気量または定格出力	年税額
原 動 機 付 自 転 車	50cc以下または0.6KW以下	2,000円
	50cc超90cc以下または0.6KW超0.8KW以下	2,000円
	90cc超125cc以下または0.8KW超	2,400円
	ミニカー	3,700円
軽 二 輪	125cc超250cc以下	3,600円
二 輪 の 小 型 自 動 車	250cc超	6,000円
小型特殊自動車（農耕用）		2,400円
小型特殊自動車（その他）		5,900円

◆ 三輪及び四輪以上の軽自動車の年税額

初度検査年月によって、年税額が下表のとおりとなります。また、新車新規登録から13年を経過した車両は③の重課税率となります。令和4年度に重課税率の対象となる車両は、初度検査年月が「平成21年3月」以前のものです。なお、初度検査年月は納税通知書に記載しております。

車 種 区 分				年税額		
				①平成27年3月31日以前に 新車新規登録した車両	②平成27年4月1日以降に 新車新規登録した車両	③新車新規登録から13年を 経過した車両（重課税率）
軽自動車	四輪以上	乗 用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
			営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
			営業用	3,000円	3,800円	4,500円
	三 輪			3,100円	3,900円	4,600円

※ただし、動力源または内燃機関の燃料が電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電力併用の軽自動車ならびに被けん引車は重課税率の対象外となります。

◆ 軽自動車税（種別割）のグリーン化特例（軽課）について （令和4年度適用分）

● 軽自動車税（種別割）のグリーン化特例（軽課）の適用

グリーン化特例（軽課）とは三輪及び四輪以上の軽自動車で、電気自動車及び天然ガス軽自動車、排出ガス性能及び燃費性能の優れたもの（一部に限る）について、軽自動車税（種別割）の税率を軽減する措置です。初度検査年月が令和3年4月1日から、令和4年3月31日までに、新車新規登録した車両に適用され、令和4年度に限り軽減されます。

適用年度	対 象 車 両
令和4年度適用	初度検査年月が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの車両で、下表の環境性能を有する車両

※初度検査年月とは、初めて車を登録した時の検査年月のことで、軽自動車検査証（車検証）の上部「初度検査年月」の欄に記載があります。

※対象車両を調査の上で軽減を適用しますので、市へ軽減申請する必要はありません。

※本特例は令和3年度の税制改正により特例の適用期間が延長され、令和4年度・令和5年度軽自動車税（種別割）にも適用されることになりました。

● 対象車両となる環境性能の基準

グリーン化特例（軽課）対象車両基準

軽減率	区 分	対 象 基 準
75%軽減	乗用・貨物	電気軽自動車及び天然ガス軽自動車
50%軽減	乗用（営業用）	令和12年度燃費基準90%＋令和2年度基準達成
25%軽減	乗用（営業用）	令和12年度燃費基準70%＋令和2年度基準達成

※ 天然ガス軽自動車は、平成30年排出ガス規制に適合する車両又は平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物等を低減する車両に限ります。ガソリン車・ハイブリット車は、平成30年排出ガス規制に適合し、かつ、平成30年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物等を低減する車両または、平成17年排出ガス基準に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等を低減する車両に限ります。

● 軽課適用後の税額

グリーン化特例（軽課）対象車両の税額

車種	75%軽減（年税額）	50%軽減（年税額）	25%軽減（年税額）
三輪	1,000円	2,000円（営業用乗用車のみ）	3,000円（営業用乗用車のみ）
【四輪】営業用乗用車	1,800円	3,500円	5,200円
【四輪】自家用乗用車	2,700円	—	—
【四輪】営業用貨物車	1,000円	—	—
【四輪】自家用貨物車	1,300円	—	—

◆ 申告

原動機付自転車・軽自動車等を取得、廃車、または譲渡した場合は、すみやかに申告してください。なお、軽自動車等の車種別により、手続き場所が異なりますので、詳しくは各手続き場所までお問い合わせください。

●申告（手続き）場所

車種	手続き場所	所在地と電話番号
原動機付自転車（125cc以下） 小型特殊自動車	和泉市役所 総務部税務室市民税担当 （取扱いとは本庁のみ）	〒594-8501 和泉市府中町二丁目7番5号 電話 0725-99-8108（直通）
軽二輪（125cc超250cc以下） 二輪の小型自動車（250cc超）	大阪運輸支局 和泉自動車検査登録事務所	〒594-0011 和泉市上代町官有地 電話 050-5540-2060
三輪、四輪の軽自動車 ボート・フルトレーラー	軽自動車検査協会 大阪主管事務所和泉支所	〒594-0031 和泉市伏屋町一丁目13番3号 電話 050-3816-1842

●申告が必要な場合

- ・和泉市外へ転出等、車両の定置場所が変わったとき
- ・軽自動車等を譲渡したとき
- ・破損、老朽化により使用不能になったとき
- ・解体、盗難により車両がなくなったとき

●原動機付自転車の登録・廃車方法

原動機付自転車の登録等の手続きについては、必ず手続きを行う人（以下、「届出者」という。）の本人確認書類が必要です。

届出者が所有者本人及び同一世帯内の家族の場合、署名での手続きが可能です。

届出者が第三者の場合、委任状及び受任者（届出者）の本人確認が必要となります。

車種	申告事由	申告に必要なもの		
		申告済証又は販売証明書	届出者の本人確認書類(第三者の場合、委任状)	ナンバープレート
原動機付自転車 (125cc以下) 小型特殊自動車	登 録	○	○	
	廃 車	○	○	○
	転 出	○	○	○

(注 1) 上記の手続きで申告済証のない場合は、車台番号の石すり(拓本)が必要になる場合があります。

(注 2) 申告書は和泉市ホームページからダウンロードできます。

○登録

新規購入の場合…販売証明書、届出者の本人確認書類を持って税務室市民税担当へ申告してください。

譲り受けた場合…前所有者が廃車手続きを済ませたうえで、前所有者から申告済証を受け取り、同申告済証、届出者の本人確認書類を持って税務室市民税担当へ申告してください。

○廃車

ナンバープレート、申告済証、届出者の本人確認書類を持って税務室市民税担当へ申告してください。また、ナンバープレートを紛失した場合は、弁償金として200円が必要です。

○譲渡（届出者が第三者の場合、委任状が必要となります。）

(1) 市内の人への譲渡

①和泉市のナンバープレートが付いている場合

- ・旧所有者の申告済証（なければ車台番号の石すり）
- ・届出者の本人確認書類
- ・ナンバープレート（標識を変更する場合）

②廃車手続きが済んでいる場合

- ・廃車申告済証（再登録用）・届出者の本人確認書類

(2) 市外の人への譲渡

廃車手続きを行った後、廃車申告済証（再登録用）を新所有者に渡してください。

(3) 市外の人からの譲渡

①他市のナンバープレートが付いている場合

- ・ナンバープレート
- ・旧所有者の申告済証
- ・譲渡書
- ・届出者の本人確認書類

②廃車手続きが済んでいる場合

- ・廃車申告済証（再登録に使用できるもの）
- ・届出者の本人確認書類

◆ 減免

身体等に障がいをする人のために利用される軽自動車等で一定の要件に該当する場合、軽自動車税（種別割）の減免制度（1台限り）があります。手帳の等級等、内容により該当しない場合がありますので、詳しくは市民税担当までお問い合わせください。なお、普通自動車（府税）と軽自動車（市税）の両方を減免することはできません。

【必要書類】

軽自動車自動車検査証、運転免許証、マイナンバーカード（お持ちの方のみ）、届出者の本人確認書類、各手帳（身体障がい者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳）、自立支援医療受給者証（精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方のみ）、状況確認書（納税義務者と手帳所持者及び運転者の住所が異なる場合のみ）
（注）軽自動車自動車検査証、運転免許証、自立支援医療受給者証は、有効期限が令和4年4月1日以降のものがが必要です。

【手続き場所】

和泉市役所 総務部税務室市民税担当（取扱いの本庁のみ）

軽自動車税（種別割）Q&A

Q1 新車新規登録はどこに記載していますか？

A 自動車検査証（車検証）の上部中央の「初度検査年月」に記載しています。

Q2 私は軽自動車税（種別割）を5月に納めましたが、8月にその軽自動車を廃車しました。年度の途中で廃車した場合、税金は月割りで還付されますか？

A 軽自動車の納税義務者は毎年4月1日現在軽自動車を所有している人に課税されます。
また、軽自動車税（種別割）は自動車税（種別割）と異なり月割課税制度がありませんので、月割りで還付することはできません。

Q3 バイク（原動機付自転車）の盗難にあい、ナンバープレートもありません。どうすればいいのでしょうか？

A すみやかに警察に盗難届を出して、受理番号が確認できたら、同番号、届出者（第三者の場合は、委任状が必要。）の本人確認書類を持って和泉市役所税務室市民税担当で廃車の手続きをしてください。廃車の手続きをしないと毎年轻自動車税（種別割）が課税されることになります。

Q4 バイク（原動機付自転車）を友人に譲りましたが、友人が名義変更をしないまま行方がわからなくなってしまいました。どうすればよいのでしょうか？

A すみやかに届出者の本人確認書類を持って和泉市役所税務室市民税担当で廃車の手続きをしてください。手続きをせず、放置してしまうと、毎年あなたに税金が課税されることになります。（なお、ナンバープレートがない場合は、弁償金として200円が必要となります。）

Q5 市外の友人から、市外のナンバープレートがついたままのバイク（原動機付自転車）を譲り受けました。どのような手続きが必要ですか？

A 前所有者が登録していた市区町村で廃車手続き後、廃車済みであることが確認できる申告済証を持って、和泉市役所税務室市民税担当で登録の手続きをしてください。なお、登録手続きは届出者（第三者の場合は、委任状が必要。）の本人確認書類が必要です。
（注）他市区町村から和泉市へ転入した場合も同様の手続きが必要です。

Q6 バイク（原動機付自転車）が壊れたため、もう乗っていないのですが、税金はかかりますか？

A 軽自動車税（種別割）は軽自動車等を所有している人に課税されます。壊れたため乗っていないとしても、廃車手続きをしていない場合は、税金がかかります。

市たばこ税

市たばこ税は、卸売販売業者等が市内の小売業者に製造たばこを売り渡した場合に納めます。たばこの代金の中に含まれていますので、最終的にはたばこを消費する人が負担することになります。

また、市たばこ税は、購入地の自治体の収入となっており、その使い道は特定されていないものの、市民の皆様の日常生活に欠かすことのできない様々な施策に関する貴重な財源となっております。

◆ 納税義務者

製造たばこの製造者、特定販売業者または卸売販売業者

◆ 税金の計算方法

売渡し等をした製造たばこの本数×税率

◆ 市たばこ税税率（1,000本あたり）

平成30年度のたばこ税関係令の改正により、下表のとおり段階的に税率が引き上げられています。

～平成30年9月30日	平成30年10月1日 ～ 令和2年9月30日	令和2年10月1日 ～ 令和3年9月30日	令和3年10月1日～
5,262円	5,692円	6,122円	6,552円

◆ 申告と納税

卸売販売業者等が毎月末日までに前月分をとりまとめて申告し納めていただく申告納付の制度となっています。

◆ たばこ1箱に含まれる税金（参考）

1箱20本入580円のたばこの場合 ※令和4年4月1日時点

市町村 たばこ税	府 たばこ税	国 たばこ税	消費税 (国税)	たばこ特別税 (国税)	合 計
131.04円	21.40円	136.04円	52.73円	16.40円	357.61円

市税の納付

◆ 納税について

市税は、教育、福祉関係や道路、公園などの建設事業など、毎日の生活環境やよりよいまちづくりのための市民の大切な財源です。市政の円滑な推進に有効に活かされるよう、定められた期限までに納税者の皆様が自主的におさめていただく自主納付と納期内納付にご協力ください。

● 自主納税

市税は、定められた納期限までに納税者に自主的に納めていただくものです。

● 納税の猶予

次のいずれかに該当し、市税の納付が困難であると認められるときなどには、申請に基づき1年以内の期間に限り、納税の猶予が認められる場合があります。

- ア. 震災、火災、風水害、その他の災害にあったとき
- イ. 本人もしくは、家族が病気、または負傷したとき
- ウ. 事業を廃止または休業したとき
- エ. 事業に対して著しい損失を受けたとき

● 市税の滞納

市税は、定められた納期限までに自主的に納めていただくことになります。滞納（定められた納期限までに、納税しないこと）されると、納税者の単なる納付忘れや特別な事情により納付できない場合などを考慮して、まず督促状を送付し、さらに催告書や電話などで納付をお願いしています。

それでもなお完納されないときは、大切な市税を確保するため、また、納税をされた方との公平性を保つため、やむを得ず滞納処分（差押え等）を行うこととなります。また、滞納されますと、本来納めていただく税額のほかに延滞金をあわせて納めていただくことになります。

◆ 市税の納期

税目			月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
市 民 税	個 人	普 通 徴 収			全納 1期		2期		3期		4期				
		特 別 徴 収（ 年 金 ）	偶数月の翌月10日まで												
		特 別 徴 収（ 給 与 ）	徴収月の翌月10日まで												
	法 人	確 定 申 告	事業年度終了後2か月以内												
		中 間 申 告	事業年度開始後6か月を経過した日から2か月以内												
固定資産税・都市計画税（償却資産を含む）				全納 1期		2期		3期		4期					
軽 自 動 車 税（種 別 割）				全納											
市 た ば こ 税			翌月末日まで												

(1) 納税窓口で納付

● 市税の取り扱い金融機関名

＜納付と口座振替のできる金融機関＞

三井住友銀行 池田泉州銀行 りそな銀行 三菱UFJ銀行 みずほ銀行 関西みらい銀行
紀陽銀行 みなと銀行 南都銀行 大阪信用金庫 成協信用組合 尼崎信用金庫
近畿労働金庫 いずみの農業協同組合 全国のゆうちょ銀行 （令和4年4月現在）

● コンビニエンスストアでの納付について

コンビニエンスストア対応バーコードのついた税額30万円以下の納付書で納期限内であれば、市が指定する全国のコンビニエンスストアで市税を納付いただけます。ただし、納期限の過ぎたものや金額訂正したもの、バーコードの無いものや読み取れないものは取り扱いできません。

＜納付できるコンビニエンスストア＞

セブン-イレブン デイリーヤマザキ ローソン ファミリーマート ポプラグループ ミニストップ
ニューヤマザキデイリーストア MMK設置店（令和4年4月現在）

(2) 口座振替

口座振替・自動払込は、あなたの金融機関（銀行・農協・ゆうちょ銀行等）の預貯金口座から納期ごとに自動的に振り替えて納めていただく制度です。一度手続きされますと翌年度以降も自動的に継続されますので、納期ごとに納める手間と、現金などを持ち歩く危険性がなくなります。特に、お忙しい方、不在がちの方には大変便利です。

● お申し込み手続き

お取引されている金融機関等の窓口で簡単に申し込み手続きができます。申込書は、和泉市内の金融機関、市役所税務室納税担当、和泉シティプラザ出張所の窓口にあります。また、和泉市役所税務室納税担当（0725-99-8109 直通）までご連絡いただければ郵送いたします。

申し込みに必要なもの……預貯金通帳・通帳印・（納税通知書）

● ペイジー口座振替受付で手続き

和泉市役所税務室納税担当、和泉シティプラザ出張所の窓口で申し込み手続きができます。金融機関のキャッシュカードがあれば印鑑（口座届出印）がなくても口座振替の申し込み手続きが即座にできます。詳しくは、上記納税担当までお問い合わせください。

● 口座振替不能通知について

万が一、資金不足等で口座振替（自動払込）できなかった場合は後日、納付書（口座振替不能通知）を送付いたしますので、そちらでお支払いいただけます。

● 「軽自動車の継続検査用納税証明書」について

「軽自動車の継続検査用納税証明書」は年1回（6月）の発行です。

(3) スマホアプリでの納付

納付書に印刷されているバーコードをスマートフォン等にダウンロードしたアプリで読み取り納付する方法です。「いつでも」「どこでも」簡単に納付ができ、手元に現金を用意する必要はありません。ご自宅でも納付ができます。詳細は和泉市ホームページ→場面別で探す（税金）→納税担当→納税担当からのご案内→スマホアプリでの納付についてをご覧ください。

〈利用できるスマホアプリ〉

Pay Pay LINE Pay d払い au PAY J-Coin Pay

〈手続きに必要なもの〉

バーコードが印刷されている納付書

利用できるスマホアプリがインストール、電子マネーがチャージされたスマートフォン等

〈対象税目〉

市府民税（普通徴収分） 固定資産税・都市計画税 軽自動車税（種別割）

〈注意事項〉

- ・システムを利用するにあたるスマホアプリの利用料は無料です。ただし、アプリを利用する通信料は自己負担になります。
- ・納付書1枚あたりのお支払い金額が30万円を超える場合は、ご利用できません。
- ・納期限を過ぎた納付書や金額訂正した納付書はご利用できません。
- ・口座振替や年金天引き分など手元に納付書がない場合はご利用できません。
- ・スマホアプリ内の電子マネー残高が支払金額に対して不足する場合はご利用できません。
- ・領収証は発行されません。領収証が必要な場合は、金融機関やコンビニエンスストアの窓口での納付をお願いします。
- ・スマホアプリの初期登録、電子マネーのチャージ方法、ポイント付与、クーポンなどの取扱いは各アプリ事業者へお問い合わせください。

(4) モバイルレジによる納付（インターネットバンキング・クレジットカード納付）

納付書に印刷されているバーコードをスマートフォンやタブレット端末にダウンロードしたモバイルレジアプリで読み取り納付する方法です。モバイルレジは（株）NTTデータが提供しているサービスです。「いつでも」「どこでも」納付ができ、手元に現金を用意する必要はありません。ご自宅でも納付ができます。詳細は和泉市ホームページ→場面別で探す（税金）→納税担当→納税担当からのご案内→モバイルレジ（インターネットバンキング・クレジットカード納付）についてをご覧ください。

〈手続きに必要なもの〉

（インターネットバンキング利用およびクレジットカード納付共通事項）

バーコードが印刷されている納付書

モバイルレジアプリがインストールされたスマートフォン等

（インターネットバンキング利用の場合）

ご利用の金融機関にインターネットバンキングの申し込みが必要です。申込方法は各金融機関でご確認ください。

（クレジットカード納付の場合）

クレジットカードをご準備ください。

利用可能ブランド：Mastercard VISA JCB Diners Club AMERICAN EXPRESS

〈対象税目〉

市府民税（普通徴収分） 固定資産税・都市計画税 軽自動車税（種別割）

〈手数料負担〉

モバイルレジアプリの利用は無料です。ただし、パケット通信料はご自身の負担になります。

クレジットカード納付の場合は税額とは別に下記の決済手数料がかかります。

納付金額	決済手数料（税込）
1～5,000円	27円
5,001～10,000円	82円
10,001～20,000円	165円
20,001～30,000円	275円
30,001～40,000円	385円
40,001～50,000円	495円
以降10,000円増える毎に110円ずつ加算	

〈注意事項〉

- ・システムを利用するにあたるスマホアプリの利用料は無料です。ただし、アプリを利用する通信料は自己負担になります。
- ・納付書1枚当たりのお支払い金額が30万円を超える場合は、ご利用できません。
- ・納期限を過ぎた納付書や金額訂正した納付書はご利用できません。
- ・口座振替や年金天引き分など手元に納付書がない場合はご利用できません。
- ・領収証は発行されません。領収証が必要な場合は、金融機関やコンビニエンスストアの窓口での納付をお願いします。
- ・パソコン・ガラケー（フィーチャーフォン）からはモバイルレジのご利用はできません。
- ・クレジットカード納付の場合、税額とは別に決済手数料（上記）がかかります。

市税の証明

市税に関する証明を請求される人は、本人確認のできる書類を持って取り扱い窓口までお越しください。

● 取り扱い窓口および証明手数料一覧表

(令和4年5月現在)

証 明 の 種 類	証 明 手 数 料		取 り 扱 い 窓 口		
			本庁取扱窓口		和泉シティプラザ出張所
納 税 証 明	市税の種類および年度ごとに1件とし、 2種類または2年度以上の証明を必要とするものについては、1種類または1年度を増すごとに100円を加算する。	1件300円 1件増すごとに100円	税 務 室 納税担当	市民室 4番窓口	○
軽自動車税(種別割)継続 検査用納税証明	無 料				○
酒類販売業(製造) 免許申請のための 納 税 証 明	1 件300円				×
所得(課税)証明	1 件300円		税 務 室 市民税担当	市民室4番窓口	○
申 告 証 明					
営業開始届出証明					
狩猟税の軽減証明					
評 価 証 明	土地、家屋それぞれ1物件につき300円、1件増	税 務 室 資産税担当	市民室 4番窓口	○	
公 課 証 明	すごとに各々100円加算する。				
住宅用家屋証明	1 件1,300円			×	

- ・同一事項について2通以上の証明を発行するときは、1通ごとに上記の手数料が必要です。
- ・使用目的によって証明の種類や内容が異なりますので、あらかじめ提出先でご確認ください。
- ・納付後3週間以内に、納税証明書を請求される場合は、領収証書をお持ちください。

市税に関する証明についてのお問い合わせ先は、上記本庁取り扱い窓口の税務室各担当です。

和泉市役所 電話番号 0725-41-1551 (代表)
 納税担当 0725-99-8109 (直通)
 市民税担当 0725-99-8108 (直通)
 資産税担当 0725-99-8107 (直通)

● コンビニ等での所得(課税)証明書の発行

「個人番号カード(マイナンバーカード)」を利用して所得(課税)証明書を全国の大手コンビニエンスストア等のキオスク端末から取得することができます(現年度及び前年度分のみ)。

利用可能時間は午前6時30分～午後11時

ただし、各店舗の端末設置場所の営業時間によります。(年末年始、メンテナンス日は除く)

手数料も市役所窓口等で取得するより100円減額されますのでご利用ください。個人番号カードを取得していない人は個人番号カードの交付申請を行ってください。

取得できる場所…セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、イオンリテール(イオン・イオンスタイル等)、山陽マルナカ、ココカラファインでコンビニ交付サービス利用可能店舗に限る

● 電子申請での所得(課税)証明書の発行

「個人番号カード(マイナンバーカード)」をお持ちの方は、スマートフォンを使って証明書を請求し、ご自宅へ郵送するサービスをご利用いただけます。申請される方は和泉市ホームページもしくは和泉市公式LINEからお手続きください。

● 市税に関する証明交付を請求できる人

原則として次の人に限られます。

- ・本人(相続人、納税管理人を含みます)。法人の場合は代表者。
- ・同一世帯の親族で、本人から依頼があったと認められる人。
法人の場合は、同世帯の親族でも、代表者の委任状が必要です。
- ・本人(法人の場合は代表者)の委任状または代理人選任届書を持参した人。

※法人の場合、委任状には代表者の自署または記名押印(代表者印)をお願いします。

● 本人確認のため窓口で提示していただく書類(原本)

健康保険証・運転免許証・パスポート・住民基本台帳カード・個人番号カード(マイナンバーカード)
 その他、官公署が発行した資格証明書またはそれに準じるもの

◆ 電話予約による証明書の時間外発行

税の証明書が開庁時間外に受け取れます。

市では、開庁時間内に電話で納税証明書などを予約し、夜間や土曜日・日曜日・祝日にお渡しする「証明書の電話予約による時間外受渡しサービス」を実施しています。

● 予約できる人

必要とする証明書の本人または同一世帯に属する人（法人を除く）

※ただし、市外の人には本人に限ります。

● 時間外に受渡しできる証明書等の種類・発行担当一覧表

開庁時間外に受渡しできる証明書の種類	発 行 担 当	受 取 場 所
所得（課税）証明書	税務室 市民税担当 Tel 0725-99-8108(直 通)	市役所 夜間・休日受付窓口
納税証明書（法人分、酒類販売業（製造）免許申請のための納税証明を除く）	税務室 納税担当 Tel 0725-99-8109(直 通)	
評価証明書（法人分を除く）	税務室 資産税担当 Tel 0725-99-8107(直 通)	
公課証明書（法人分を除く）		

問：税務室各証明発行担当

● 予約方法

平日の午前9時～午後4時に、必要な証明書等の上記各発行担当へ電話予約

● 受渡し時間・場所

予約当日の午後5時15分～午後9時30分に市役所夜間・休日受付窓口で。

※土曜日・日曜日・祝日の受渡しを希望する場合は、市役所夜間・休日受付窓口でのみ受け取りできますので、直前の開庁日に申し込んでください。（受渡しは午前9時～午後9時30分）

● 受渡し時に必要なもの

本人確認のため窓口で提示していただく書類（原本）

健康保険証・運転免許証・パスポート・住民基本台帳カード・個人番号カード（マイナンバーカード）

その他、官公署が発行した資格証明書またはそれに準じるもの

◆ 庁外での各種証明の発行

● 開設時間

	和泉シティプラザ出張所
開設時間	午前9時から午後5時15分まで
連絡先	0725-57-6610

注）土曜日・日曜日・祝日および年末年始は休みです。

● 市税関係取扱業務

○市民税担当関係 所得（課税）証明、申告証明書、事業開始届出証明書

○納税担当関係 納税証明（市・府民税、法人市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割））

○資産税担当関係 評価証明、公課証明

※申請には本人確認のできる書類をご持参ください。また、代理人の場合は委任状または代理人選任届が必要になります。

MEMO

和泉市税のホームページ

和泉市のホームページ（<http://www.city.osaka-izumi.lg.jp/>）から市税のホームページをご覧になれます。
市税の概要、市税のお支払いについてQ & Aなどを掲載しています。
また、各種市税に関する証明の申請書をダウンロードできます。



市 税 の 窓 口

	事 務 内 容	担 当
税 務 室	個人市・府民税（普通徴収）のこと	市 民 税 担 当 0725 - 99-8108（直通）
	法人市民税のこと	
	個人市・府民税（特別徴収）のこと	
	軽自動車税（種別割）のこと	
	市たばこ税のこと	
	所得（課税）証明・営業開始届出証明のこと	
	固定資産各種証明のこと	資 産 税 担 当 0725 - 99-8107（直通）
	固定資産税（土地）のこと	
	固定資産税（家屋）のこと	
	固定資産税（償却資産）のこと	
	土地・家屋台帳の閲覧のこと	
	市税の納税相談のこと	納 税 担 当 0725 - 99-8109（直通）
	市税の納税のこと	
	市税の口座振替のこと	
	過誤納金の還付および充当のこと	
	納税証明のこと	

関 係 官 署

和 泉 市 役 所	〒594-8501 和泉市府中町二丁目7番5号	TEL 0725(41)1551
泉 大 津 税 務 署	〒595-0015 泉大津市二田町一丁目15番27号	TEL 0725(33)5601
泉 北 府 税 事 務 所	〒590-8558 堺市堺区中安井町三丁4番1号	TEL 072(238)7221
堺 西 年 金 事 務 所	〒592-8333 堺市西区浜寺石津町西四丁2番18号	TEL 072(243)7900
大阪法務局岸和田支局	〒596-0047 岸和田市上野町東24番10号	TEL 072(438)6501 6532

発 行 和泉市総務部税務室